



渋谷区 学校施設長寿命化計画

はじめに

渋谷区基本構想では、渋谷区の未来像を「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」として掲げています。「ダイバーシティ&インクルージョン」、すなわち多様性をエネルギーに変えていくこと。人種、性別、年齢、障害の有無などを超えて混じり合い、支え合い、それぞれが持つ力を発揮することで、様々なちがいは未来を動かす力になります。

渋谷区が目指す街づくりが基本構想にビジョンとして掲げられています。「それぞれの成長を、一生よろこべる街へ」「あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ」「思わず身体を動かしたくなる街へ」「人のつながりと意識が未来を守る街へ」「愛せる場所と仲間を、誰もがもてる街へ」「あらたな文化を生みつつける街へ」。

これらの「街」を「学校」に置き変えると、区立学校施設の目指すべきビジョンが自ずと現れます。行きたい学校がある街には、人は住みたくなります。人権に配慮し、子供だけでなく、学校に集う人々の尊厳が守られていて、誰もが行きたくなる学校、安心していられる学校、「選ばれる区立学校・幼稚園」づくりは、渋谷区の街づくりに通じます。

本計画は、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、地方公共団体においては令和2年度までに学校施設の個別施設計画（長寿命化計画）を策定するよう国から求められており、渋谷区立の小・中学校及び幼稚園施設について、現状の把握・分析に基づき、今後の維持保全の方向性を検討するとともに、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した長寿命化計画を策定したものです。「選ばれる区立学校・幼稚園」を目標に、目指すべき学校施設像を追求しながら、学校施設のハード面の大きな課題である老朽化対策の今後の方向性を示しました。



渋谷区学校施設長寿命化計画

目次

第1章	学校施設長寿命化計画の目的等	1
1	計画策定の背景と目的と位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象範囲	1
第2章	目指すべき学校施設像	2
1	上位・関連計画	2
2	学校施設の目指すべき姿	4
第3章	学校施設等の実態・課題	9
1	学校施設等の運営状況・活用状況等の実態・課題	9
(1)	対象施設、規模・諸室等の状況	9
(2)	学校施設の配置状況	11
(3)	児童・生徒数、学級数の変化	11
2	学校施設等の老朽化状況等の実態・課題	13
(1)	学校施設等の保有状況	13
(2)	施設の老朽化状況の把握	15
(3)	これまでの修繕・改修実績額（新築費以外）	23
第4章	学校施設整備の基本的な方針等	25
1	学校施設の方向性	25
(1)	ハード面の実態・課題のまとめ	25
(2)	学校施設の目指すべき姿のまとめ	26
(3)	施設規模の実態・課題のまとめ	27
(4)	児童・生徒数、学級数の実態・課題のまとめ	27
2	施設整備の進め方	28
3	学校適正規模・適正配置に向けた取組との連携	30
(1)	適正規模について	30
(2)	適正配置について	30
(3)	今後の取組について	31

第5章 長寿命化の実施計画 -----	33
1 基本的な方針等を踏まえた保全に係る基準の設定 -----	33
(1) 建築物の望ましい目標使用年数 -----	33
(2) 長寿命化判断のために今後必要な調査 -----	34
(3) 長寿命化の基本的な考え方と修繕・改修サイクル -----	35
(4) 整備レベル -----	37
(5) 整備の単位の考え方 -----	42
(6) 整備方式及び基本的な整備方針の検討 -----	42
2 改修等の優先順位付けと実施計画 -----	43
(1) 今後の方向性（長期計画（30年）） -----	43
(2) 直近10年間の中期計画 -----	45
第6章 継続的な施設マネジメント -----	48
1 継続的な情報・データの蓄積と一元化 -----	48
2 推進体制 -----	48
3 フォローアップ -----	48
4 整備手法の検討（PPP/PFI等） -----	49
資 料	
1 諮問文 -----	1
2 渋谷区立学校の在り方検討委員会条例 -----	2
3 渋谷区立学校の在り方検討委員会施行規則 -----	4
4 渋谷区立学校の在り方検討委員会委員名簿 -----	5
5 渋谷区立学校の在り方検討委員会審議経過 -----	6
6 答申書 -----	7
7 学校アンケート結果 -----	18
8 渋谷区立学校の在り方検討委員会での審議 -----	19
9 令和2年度における長期的なコストシミュレーション -----	21
10 シミュレーション結果を考慮した中期計画（10年間）の方向性 ---	26

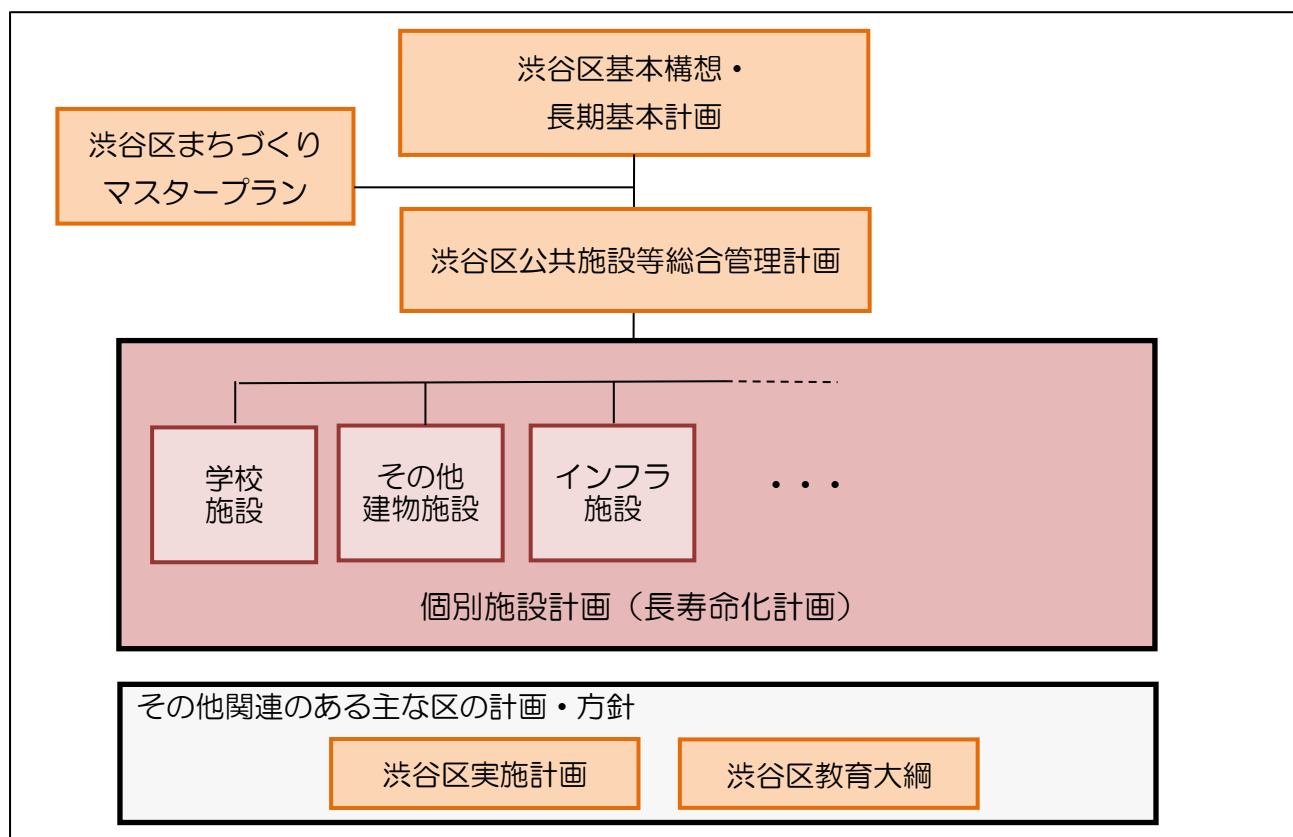
第1章 学校施設長寿命化計画の目的等

1 計画策定の背景と目的と位置づけ

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、地方公共団体においては2020(令和2)年度までに学校施設の個別施設計画(長寿命化計画)を策定するよう国から求められています。

本計画は、渋谷区立の学校施設の老朽化が進む中、教育委員会が所管する小・中学校及び幼稚園施設について、現状の把握・分析に基づき、今後の維持保全の方向性を検討するとともに、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した学校施設の長寿命化計画を策定するものです。

【図表 1-1 計画の位置づけ】



2 計画の期間

本計画の計画期間は、「2026(令和8)年度～2035(令和17)年度」までの10年間とし、建替えに係る検討については、2055(令和37)年度までの30年間とします。

3 計画の対象範囲

小学校18校、中学校8校及び幼稚園4園(計26施設)、総延床面積175,014㎡を対象とします。

第2章 目指すべき学校施設像

1 上位・関連計画

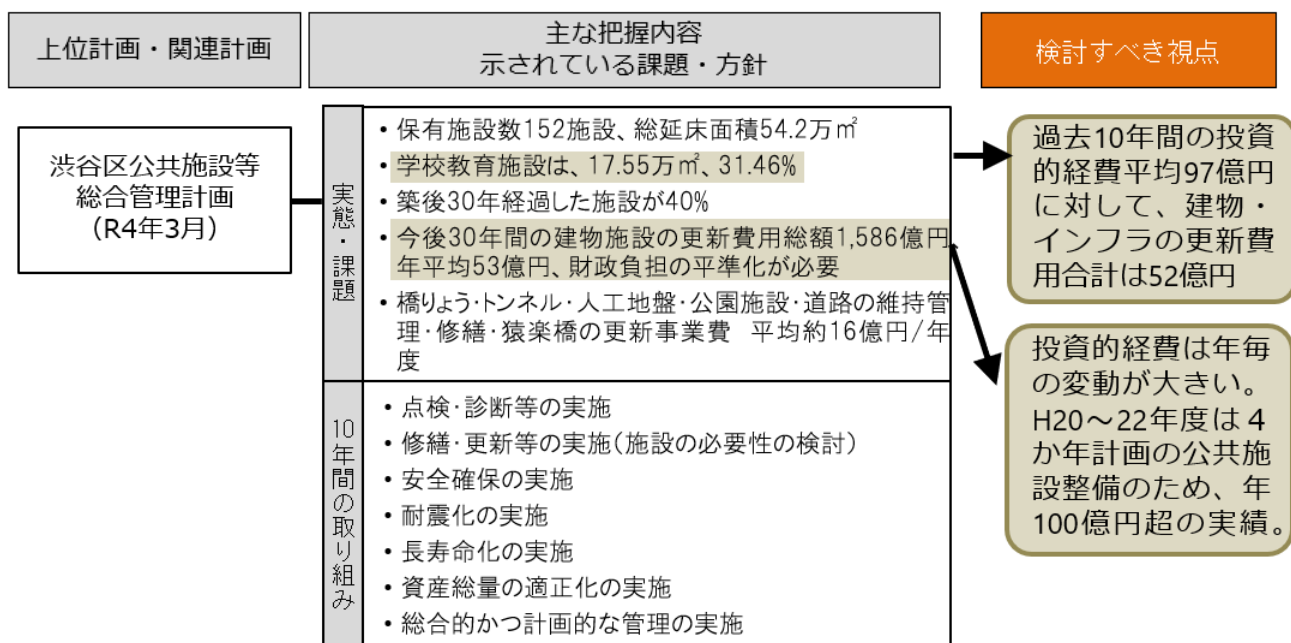
本計画の上位計画である渋谷区公共施設等総合管理計画（2022年3月）では、学校施設の方向性について「建物施設の中で最も老朽化が進んでいることから、「長寿命化」と「建替」を併用した老朽化対策を進めます。また、教育活動の基本的かつ重要な施設としての役割に加え、区民施設との一体的な整備等を検討し、地域とともにある施設づくりにも取り組みます。」との記述とともに、区全体で保有する総延床面積54.2万㎡のうち、学校教育施設が17.5万㎡、30%以上の割合を占め、二番目に保有量の多い施設分野となっている点や、今後30年間の建物施設（一般建物・学校・公営住宅等）の費用総額が1,586億円にのぼり、財政負担の平準化が必要である状況が指摘されています。そのための取組として、安全確保や長寿命化、資産総量の適正化、総合的かつ計画的な管理などが示されています。

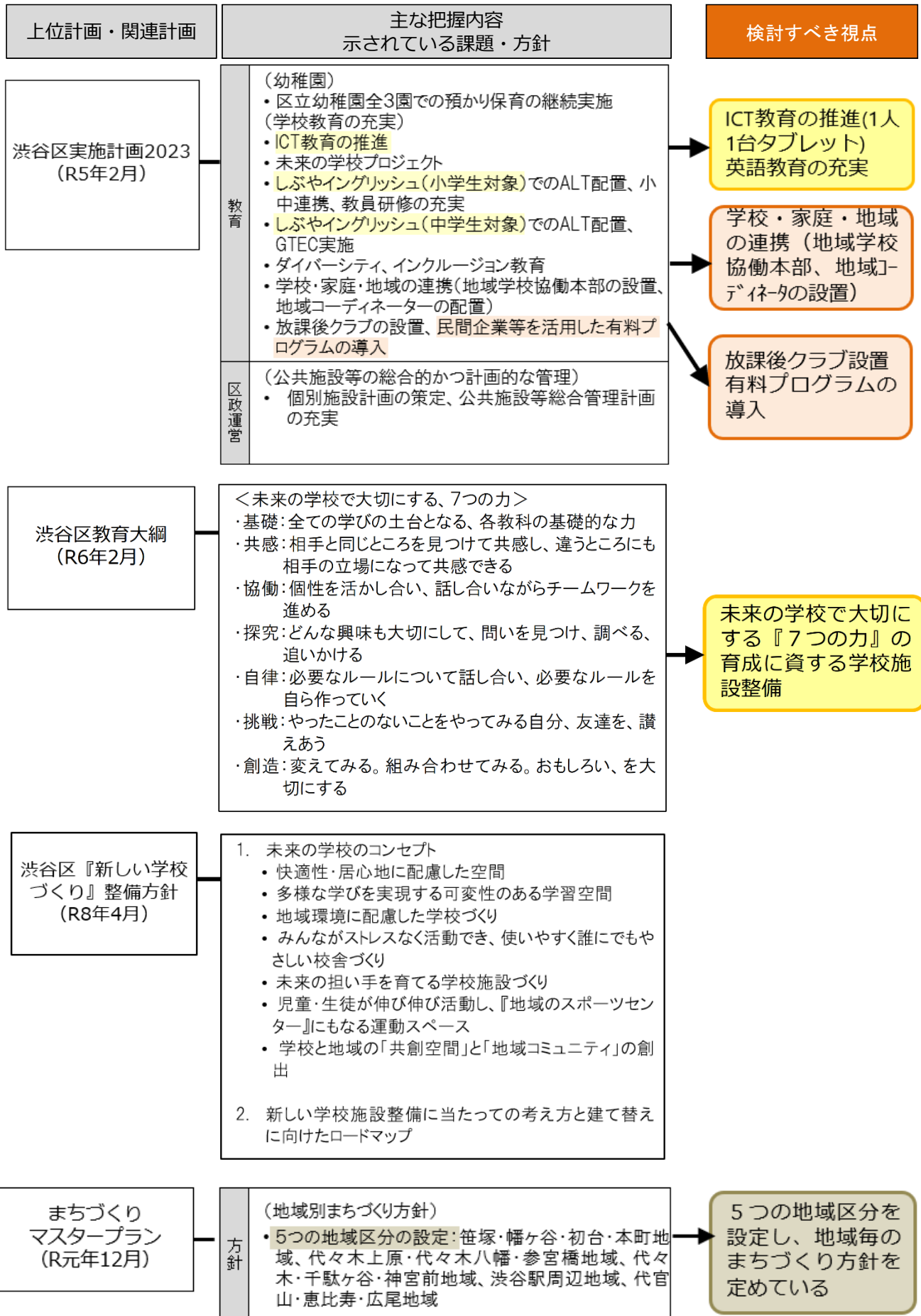
また、渋谷区実施計画2023（2023（令和5）年2月）では、目指すべき学校施設像に関連する事項として、「学校教育の充実」があげられており、ICT教育の推進や英語教育の充実、ダイバーシティ&インクルージョン教育、学校・家庭・地域の連携、放課後クラブの設置・民間企業等を活用した有料プログラムの導入等が示されています。加えて、渋谷区の教育のあり方を示している、渋谷区教育大綱（2024（令和6年）2月）では、「つくろう。ちがいを活かし合える、未来の学校。」というビジョンを掲げ、子どもたちの力を信じて、先生たちが応援し、並んで走る。子どもたち、先生たち、地域が、一緒になってつくりあげる。それが、私たちが考える未来の学校であることなどが示されています。

コミュニティの視点からは、渋谷区まちづくりマスタープラン（2019（令和元）年12月）では、5つの地域区分を設定し、地域毎のまちづくりの方針を示しています。

その他、区の将来像を環境面から実現していくための計画である、渋谷区環境基本計画2023（2023（令和5）年4月）では、区有施設の脱炭素化を推進しています。

【図表2-1 上位・関連計画】





2 学校施設の目指すべき姿

学校施設は、教育活動を行うための基本的かつ重要な要素の一つであり、児童・生徒のより豊かで発展的な学びを保障していくためには、充実した施設環境を確保していくことが求められます。

同時に、学校施設は、地域住民等の多くの人々が関わる施設です。渋谷区基本構想では、未来像を「ちがいをちからに変える街。渋谷区」としており、多様性をエネルギーに変えていくダイバーシティ&インクルージョンが掲げられています。人種、性別、年齢、障がい、様々なちがいは未来を動かす力となります。人権に配慮し、子供だけでなく、学校に集う人々の尊厳を守る学校づくりも求められるなど、時代の変化に応じた整備を実施していく必要があります。

一方、本区の学校施設は、1960年代から1970年代にかけての児童・生徒数の急増時に建設されたものが多数あり、その施設の約75%が建築後30年以上を経た現在、建物内外部や設備配管機器等の老朽化が進んでおり、これらへの対応が求められています。

さらに、本区の児童・生徒数が2024年をピークに減少に転じていることを勘案し、学校環境の整備を実施する必要があります。このような中で、本区では、施設の安全性の確保を第一とし、さらに、時代の要求に応じて、学習環境や生活環境の向上、地域との連携・協働等も見据えながら、学校施設づくりを進めていきます。このため、下記のとおり「学校施設の目指すべき姿」を掲げ、今後の環境整備に取り組んでいきます。

1 安全性の確保

(1) 建築物としての性能向上

- 学校施設は、児童・生徒や教職員が使用するだけでなく、地域の拠点として多くの人が集う場です。このため、事故や事件等が発生することのない、安全・安心な環境を整えることが不可欠であり、施設・設備の老朽化対策はもとより、安全性及び機能の確保・強化に取り組み、安全・安心な学校施設を目指します。
- 安全性の確保として、構造体の耐震化だけでなく、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの工作物を含め、学校施設全体の安全性を高めていくことは引き続き重要であり、このため老朽化対策や維持管理をしっかりと行っていくことが重要です。

また、児童・生徒や地域住民等の多様な人々が利用することを踏まえ、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能（ＩＤ管理、人的配置等）の確保、地域等に開放するエリアを明確に区分した計画にするなどの配慮も重要です。

(2) 防災拠点としての機能強化

- 学校施設は、災害時における地域の避難所として重要な役割を担っており、その役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要です。トイレや備蓄倉庫、情報通信設備、電力等の確保を図るとともに、災害時には地域住民にも開放することも想定し、避難所機能を前提としたレイアウトやセキュリティの確保、人権への配慮についても考慮することが重要です。また、障がい者に配慮したトイレやエレベーターの設置等、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが必要です。

例えば、避難所として使用される屋内運動場等から車椅子利用者用トイレに円滑にアクセスできるよう、車椅子利用者用トイレや経路を適切に整備したり、建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー

化を目指すことも重要です。

2 学習・生活環境の向上

(1) 学校施設の多様性を踏まえた機能性・利便性の向上

- 放課後も含めて、児童・生徒の生活の場である学校施設には、特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても、安心かつ快適な環境であることが求められます。生活様式の変化や社会の多様性を踏まえ、また、ICTの活用も図りながら、機能性や利便性を高めることが重要です。

(2) インクルーシブ教育の推進

- インクルーシブ教育の推進に向けて、施設のバリアフリー化や誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を一層進めていく必要があります。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正及び文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂等を踏まえ、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすいように整備するとともに、子供たちが一緒に学んでいくために教室配置等の動線を工夫し、児童・生徒が円滑に移動できるだけでなく、自然に交流が生まれる計画とすることが重要です。

また、新学習指導要領に基づき、小・中学校で心のバリアフリー※¹教育が実施されることを契機に、誰もが子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう推進する必要があります。

(3) 主体的・対話的で深い学びを支援する学習空間

- これからの子供たちは、未来を予測することが困難な社会を生き抜いていく必要があります。そのために、基礎基本となる知識の定着を図り、知識の応用力、活用力を育むとともに、発達段階に応じて自ら学び成長し続け、他者と協力して新たな価値観を創造し、自律的に自分の未来を切り開いて生きていくための力を育む教育が必要です。

今後の施設整備に当たっては、こうした学びに対応できる学習環境の整備が求められています。例えば、フリースペースやラーニングスペースなど、個人や協働で、主体的かつ自由に、自ら学び、考え、判断したことをかたちにすることや、課題発見・調べ学習、グループワーク等の多様な学習スタイルに対応できる学習空間、子供同士の触れ合いやコミュニケーションが活発となる生活空間を検討することも重要です。

- 子供たちの学びが学校の中から外へと広がるよう、世代を超えた地域の人や企業等が、子供たちと協働し共創するための、学校外にも開かれたオープンスペース等の空間づくりも必要です。協働・共創体験の積み重ねは、学びの領域が学校外にも広がり、子供たちのクリエイティビティの向上にもつながることが期待できます。

(4) 変化に対応できる施設整備

- これらの空間づくりにおいては、従来の同質的・画一的な教室では不十分であり、これからは、様々な学びのスタイルに柔軟に対応できる可変性の高い空間が必要です。従来の教室環境を見直し、学習空間や生活空間にゆとりを持たせ、可変的な空間で学びの場を構成することは、「ニューノーマル」への対応はもとより、新しい時代の学びを支える環境整備となるものです。

さらに、中長期的な視点から可変性の高い空間をつくることは、将来的な少子化や新たな学びが導入された場合等にも対応しやすくなります。

このため、当初の設計の段階から、短期、中期、長期のそれぞれの期間に応じた施設整備の

フレキシビリティを考慮した計画とすることが重要です。

(5) 教職員の働く場としての機能向上

- 学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもあります。

多様な学びを支える教職員の執務空間についても、教職員間の情報共有や探究の場として有機的に機能し、チームとして児童・生徒を支援できる環境を整備することが必要です。教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができる執務環境を確保することが重要です。これらにより、教職員の負担軽減と働き方を変革していくことが求められます。

(6) 学校の特色づくり

- 学校施設のハード面の機能向上等と合わせて、ソフト面での取組も重要です。学校の教育環境は、様々な要素により総合的に整えられるものであり、未来の子供たちにハード・ソフトの両面からより良い教育環境を検討する必要があります。

AIをはじめとする先端技術の急速な進歩やグローバル化の一層の進展を踏まえると、ICT教育と外国語教育は、区立学校のスタンダードとして構築することが重要です。その上で、地域特性や「渋谷区まちづくりマスタープラン」等を踏まえながら、産官学民の地域資源をも活かした特色づくりを積極的に進める必要があります。併せて、子供たちが主体的に、「学校らしさ」を作っていくことも、学校の特色・個性につながります。

本区の特色でもあるICT教育に関しては、様々な分野の学び方に対応したICT利活用を進めるとともに、教職員の人材育成はもとより、子供たちがICTを活用して、自発的に探究し、自ら先導的に学びの場を形成していくことも大切です。

3 地域とともにある学校施設づくり

(1) 多様な人材の参画による開かれた学校運営の推進

- 児童・生徒の豊かな学びや成長のためには、学校だけでなくコミュニティスクール等の地域の参画を得た上で、学校と地域が一体となって教育を推進していくことが重要です。学校は地域のシンボルであり、家庭や地域の関係者の協働・支援により運営されることで、地域との交流が強まっていきます。このため、多様な人材等による学校運営への参画のための執務スペース等の確保や、地域の活動の拠点となるようなスペースを確保することが重要です。
- これまで学校教育は、学校施設の中での学びを中心としてきましたが、これからは、地域や社会の人との交流や協働の中で、現実社会での課題と向き合いながら、探究的な学びを実践していく「拡張された学校づくり」が重要になってきます。このため、学校自身が意識改革を図り、一層、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、施設整備の面からは、児童・生徒が容易に外の社会との関係を構築できる空間づくりが求められます。

(2) 区民施設との複合化、共用化

- 学校施設については、単に教育施設としての機能を追求するばかりでなく、地域の拠点としてコミュニティの創出につながるシンボリックな存在として捉える必要があります。さらに、多様な人々の利用を前提としたユニバーサルデザインや、避難所としての機能にも配慮すべきです。
- 学校施設に地域の公共施設の機能を併せて整備することで、施設の高機能化とともに公共資産の最適化を図ることができます。例えば、学校施設の整備と一体的に、図書館やホール、ス

タジオ等を地域の施設として高機能化して整備し、あるいは学校に標準的に整備されているプールや運動場を地域に開かれた区民施設として整備し、学校と地域が共用することも考えられます。

また、学校施設と他の公共施設等との複合化は、児童・生徒を含めた地域住民同士の交流の機会を創出したり、学校施設との併設という特徴を生かすことで、児童・生徒の多様な学習形態や体験活動を可能にし、学校生活を通して課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習、いわゆる「アクティブラーニング」など、学びを深く豊かにすることを促す施設環境づくりの一つの手法としても期待されます。

さらに、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを通して、地域のコミュニティの形成にも寄与するほか、様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校運営への支援が行われることなども期待できます。

このように、学校施設を含めた公共施設を地域の施設として活用することで、整備費用の縮減や利用率の向上のほか、地域との連携による教育上の効果、施設管理の教職員の負担軽減、維持管理コストの縮減等も期待できます。

なお、学校施設を地域で利用する場合は、開放エリアをゾーニングし、教育・地域それぞれで活用するエリアを明確に区分するなどの防犯上の配慮が必要です。

- 区民施設との複合化に当たっては、単に施設を合築するのではなく、地域特性を踏まえつつ、学校の特色づくりや地域との連携による教育上の効果が図られることが望ましく、学校本来の機能と地域コミュニティの充実とが、相乗効果により新たな価値を創出していくことが大切です。

(3) 地域資源の更なる活用

- 学校を取り巻く地域資源として、産官学民との連携も重要です。区内には、多種多様な企業等が集積しており、これらの地域資源を最大限活かしながら、継続的に学校の教育的ニーズを解決又は補完するような関係づくりも重要です。

4 今後の教育・学校の在り方

「選ばれる、選んで良かった渋谷区立」となるために

- 教育環境は、学校施設のみならず教育の本質を含めて、ハードとソフトの双方からより良い環境を整える必要があります。時代とともに変化する多様な学びのスタイルに、学校は対応しなくてはなりません。

これからの新しい時代において、学校での学びを継続し、子供の豊かな学びや成長のためには、オンライン環境を強化し、デジタル空間とフィジカル空間を融合させた新たな学びの構築や、オンライン環境等を一層活用しながら、周囲の学校・企業等と連携した学習活動や部活動等も考えられます。フィジカル空間でしかできない学びを追求しつつ、多様な学び方を支援していくため、これからの技術革新の進展を見据えた新しい時代の学校施設を整備する必要があります。

これまでの常識が大きく変化する中、長きにわたり固定化されてきた学びの概念を見直し、如何なる事態が起きても柔軟に対応できるような学びと、それを支える教育環境を目指していく必要があります。

渋谷区の未来像である「ちがいをちからに変える街。渋谷区」の実現に向けて、ダイバーシティ&インクルージョンの理念のもと、区立学校・幼稚園が一体となり、多様な方策を展開し

ながら、「選ばれる、選んで良かった渋谷区立」となることを目指します。

※1 心のバリアフリー

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、以下の3点である。

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（2017 年 2 月 20 日 ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）」より抜粋）。

学習指導要領等では、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする」こと等が規定されています。

第3章 学校施設等の実態・課題

1 学校施設等の運営状況・活用状況等の実態・課題

(1) 対象施設、規模・諸室等の状況

渋谷区には、小・中学校・幼稚園合わせて30校あり、合計延床面積は、約17.5万㎡となっています。

【図表 3-1 学校施設一覧】

	名称	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築 年度	建築 年度	築後 年数	児童生徒数(人)		学級数(学級)	
							普通 学級	特別 支援	普通 学級	特別 支援
小学校	1 神南小学校	7,706	6,591	1964	S39	62	423	16	15	4
	2 臨川小学校	7,643	5,978	1959	S34	67	324	20	12	3
	3 長谷戸小学校	7,151	5,235	1968	S43	58	265	0	12	0
	4 広尾小学校	7,245	5,395	1932	S7	94	219	0	8	0
	5 猿楽小学校	6,720	5,933	1961	S36	65	270	0	11	0
	6 加計塚小学校	8,095	6,608	1960	S35	66	292	0	12	0
	7 常磐松小学校	5,394	5,399	1983	S58	43	146	4	6	1
	8 幡代小学校	9,216	6,989	1967	S42	59	667	20	22	3
	9 上原小学校	8,597	4,549	1964	S39	62	459	0	16	0
	10 笹塚小学校	6,786	5,789	1961	S36	65	509	0	17	0
	11 西原小学校	7,339	6,873	1969	S44	57	612	0	20	0
	12 富谷小学校	8,174	6,735	1964	S39	62	585	17	20	3
	13 中幡小学校	8,662	8,233	1967	S42	59	407	18	15	3
	14 千駄谷小学校	9,614	5,202	1970	S45	56	340	0	12	0
	15 鳩森小学校	5,964	4,578	1974	S49	52	148	14	6	2
	16 神宮前小学校	5,074	4,918	1969	S44	57	344	0	12	2
	17 渋谷本町学園小学校	5,977	14,864	2012	H24	14	673	21	23	3
	18 代々木山谷小学校	4,921	5,424	2008	H20	18	563	0	19	0
小学校18校 計		130,278	115,293				7,246	130	258	24
中学校	1 広尾中学校	10,513	7,981	1960	S35	66	123	0	5	0
	2 鉢山中学校	8,191	5,859	1960	S35	66	97	12	3	2
	3 上原中学校	10,164	14,100	2006	H18	20	305	17	9	3
	4 代々木中学校	13,149	8,646	1961	S36	65	380	0	11	0
	5 原宿外苑中学校	10,377	6,279	1964	S39	62	344	0	10	0
	6 笹塚中学校	12,493	7,669	1935	S10	91	207	11	7	3
	7 松濤中学校	12,840	7,299	1956	S31	70	320	0	9	0
	8 渋谷本町学園中学校	4,443	-	2012	H24	14	224	8	7	1
中学校8校 計		82,170	57,833				2,000	48	61	9
幼稚園	1 臨川幼稚園(臨川小と複合)	-	467	1974	S49	52	29	0	2	0
	2 広尾幼稚園(広尾小と複合)	-	491	1974	S49	52	12	0	2	0
	3 山谷幼稚園	1,233	434	1973	S48	53	28	0	2	0
	4 千駄谷幼稚園(千駄谷小と複合)	-	496	1970	S45	56	42	0	2	0
幼稚園4園 計		1,233	1,888				111	0	8	0
学校施設30校 合計		213,681	175,014				9,246	178	319	33

※ 延床面積には、複合用途、給食室、プール付属室、地域連携施設を含む。

築後年数の赤字は築50年以上経過を示す。

※ 児童・生徒数、学級数は令和8年5月1日時点

30 校中、25 校が築 50 年以上を経過しているなど、かなり古い施設が大半を占めています。小学校は 18 校中 4 校が、中学校は 8 校すべての普通学級が 12 学級を下回っており、文部科学省の基準での小規模校に分類される学校が半数程度となっています。特別支援学級は、小学校で 8 校、中学校で 3 校に設置されています（通級指導教室、特別支援教室を除く）。また、渋谷区の学校は、敷地面積（小学校平均 7,238 ㎡、中学校平均 10,271 ㎡）、建物面積（渋谷本町学園小・中学校を除く、小学校平均 5,908 ㎡、中学校平均 8,262 ㎡）が比較的小さい状況です。

校舎・屋内運動場・運動場別の面積では、特に小学校において運動場面積が 2,000～4,000 ㎡にとどまり、18 校中 15 校において文部科学省が定める必要面積を下回っています。屋内運動場（体育館）についても、文部科学省が定める必要面積を下回っている小学校が 14 校あります。

【図表 3-2 校舎・屋内運動場・運動場の面積】

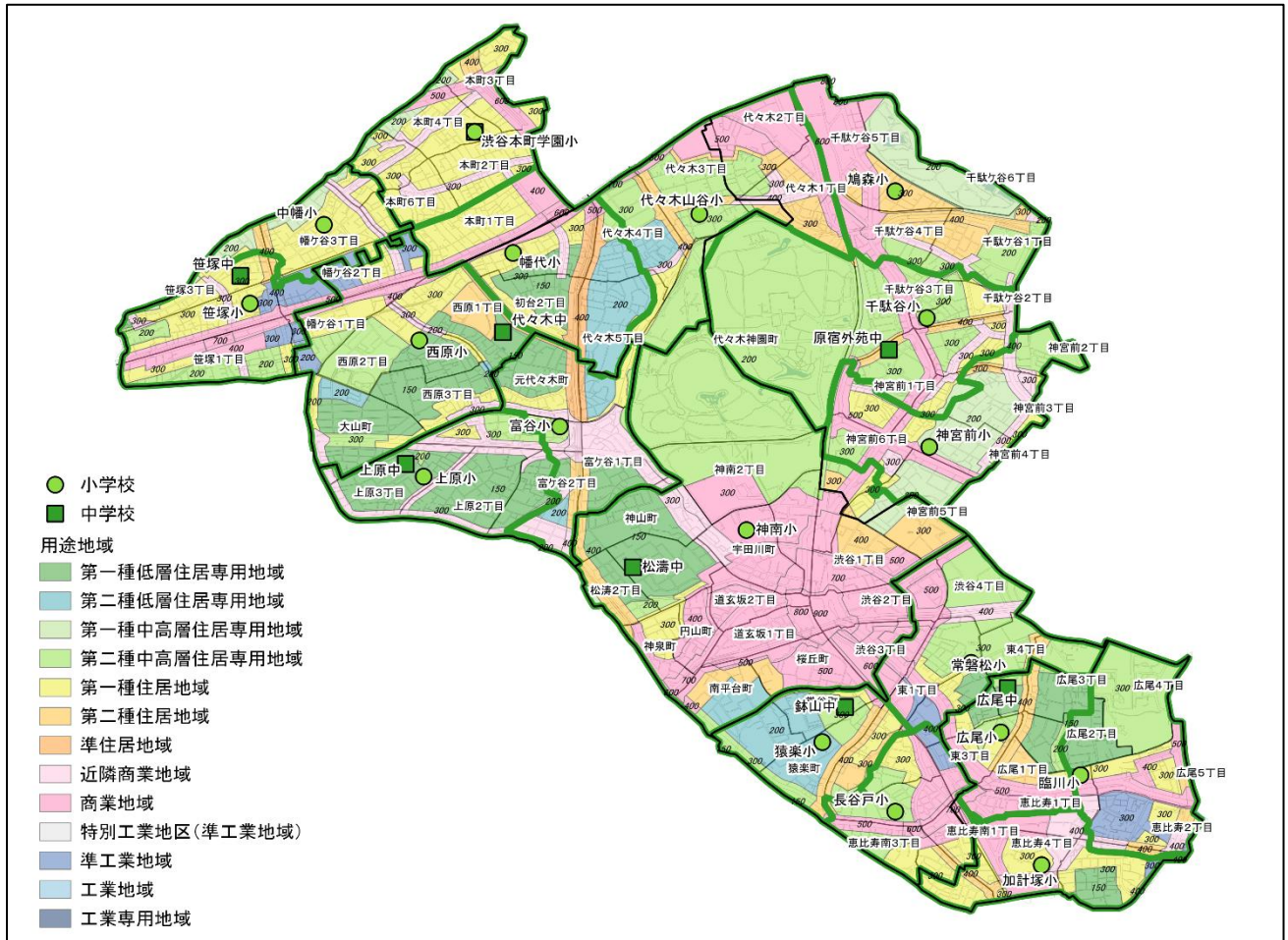
名称		校舎		屋内運動場		運動場	
		保有面積	必要面積	保有面積	必要面積	保有面積	必要面積
小学校	1 神南小学校	5,785	4,946	608	1,215	3,112	4,590
	2 臨川小学校	4,196	4,385	846	919	2,647	3,530
	3 長谷戸小学校	4,339	3,881	598	919	2,778	2,710
	4 広尾小学校	4,383	2,940	689	894	3,015	2,400
	5 猿楽小学校	3,731	3,881	885	919	2,311	2,940
	6 加計塚小学校	4,270	3,881	1,775	919	2,348	2,870
	7 常磐松小学校	4,391	2,636	725	894	2,348	2,400
	8 幡代小学校	4,929	6,369	1,558	1,215	3,895	7,080
	9 上原小学校	3,678	4,629	578	1,215	3,671	4,720
	10 笹塚小学校	4,874	5,000	574	1,215	2,973	5,500
	11 西原小学校	6,030	5,519	647	1,215	2,637	6,310
	12 富谷小学校	5,932	5,509	564	1,215	3,628	5,950
	13 中幡小学校	4,945	4,591	1,602	1,215	2,874	4,240
	14 千駄谷小学校	4,276	3,881	650	919	3,987	3,420
	15 鳩森小学校	3,241	2,804	624	894	2,093	2,400
	16 神宮前小学校	4,119	3,881	626	919	1,774	3,770
	17 渋谷本町学園小学校	6,055	6,542	2,106	1,215	3,038	6,980
	18 代々木山谷小学校	4,345	5,000	752	1,215	2,998	5,420
中学校	1 広尾中学校	5,978	2,494	1,789	1,138	5,638	3,600
	2 鉢山中学校	4,067	2,486	1,627	1,138	3,739	3,600
	3 上原中学校	7,827	4,489	3,053	1,138	3,446	4,580
	4 代々木中学校	6,811	4,153	1,541	1,138	5,895	4,460
	5 原宿外苑中学校	4,426	4,153	1,497	1,138	5,632	4,620
	6 笹塚中学校	5,705	3,841	1,709	1,138	4,592	3,600
	7 松濤中学校	5,316	4,153	1,789	1,138	4,240	4,390
	8 渋谷本町学園中学校	3,589	3,517	1,585	1,138	2,288	3,600

※  必要面積未滿（必要面積：国庫負担に関する規定により定められた、当該学校の学級数等に応じた面積）
校舎及び屋内運動場の保有面積には、地域住民等が利用できる地域・学校連携施設等の面積を含まない。

(2) 学校施設の配置状況

概ね小学校2校に対して、中学校が1校配置されていますが、小学校区と中学校区の区域は必ずしも一致していません。地域によって学級規模は異なっており、例えば区北部の笹塚・幡ヶ谷・初台・本町地域の小学校は学級規模が比較的大きくなっていますが、代官山・恵比寿・広尾地域の小・中学校は学級規模が比較的小さくなっています。

【図表 3-3 小・中学校の配置】

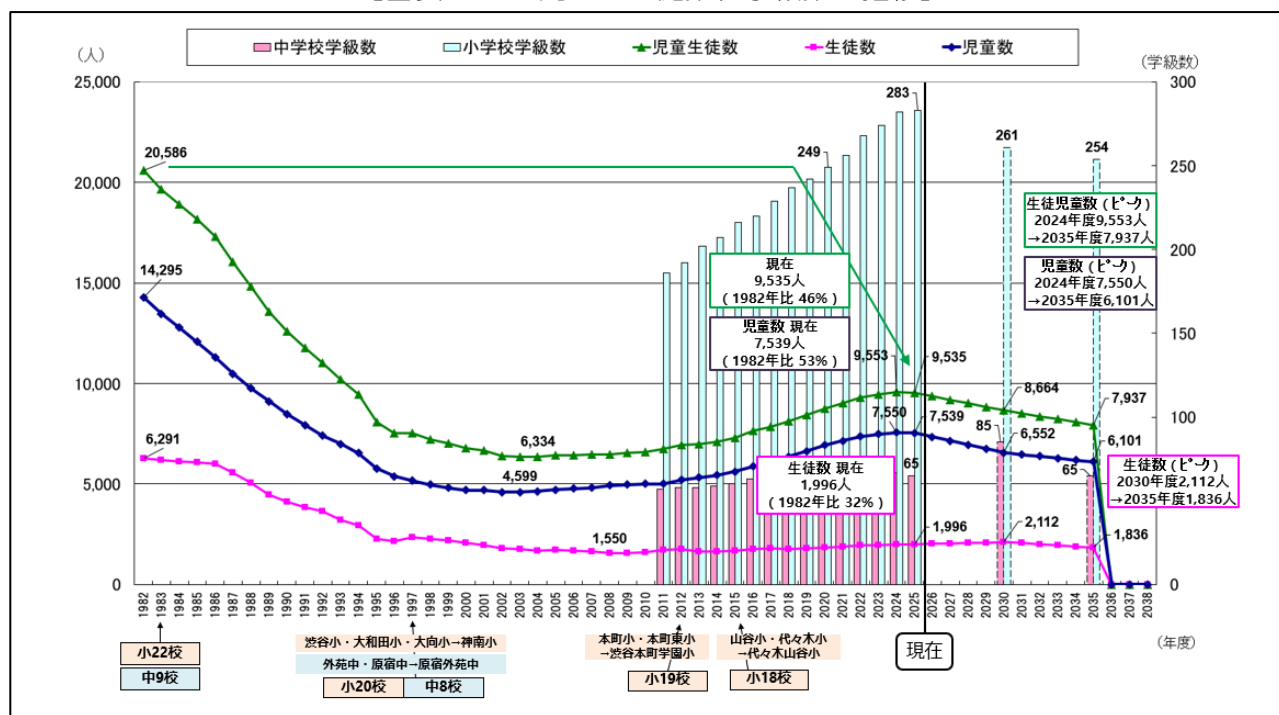


(3) 児童・生徒数、学級数の変化

渋谷区の児童・生徒数の合計は、2004年に、1982年の20,586人に対して31%に相当する6,334人まで減少した後、増加傾向に転じ、2025年時点で9,535人、1982年比46%まで回復しています。小学校の児童数は2003年を底として、2025年時点で1982年比53%まで回復している一方で、中学校の生徒数は、32%の回復にとどまっています。

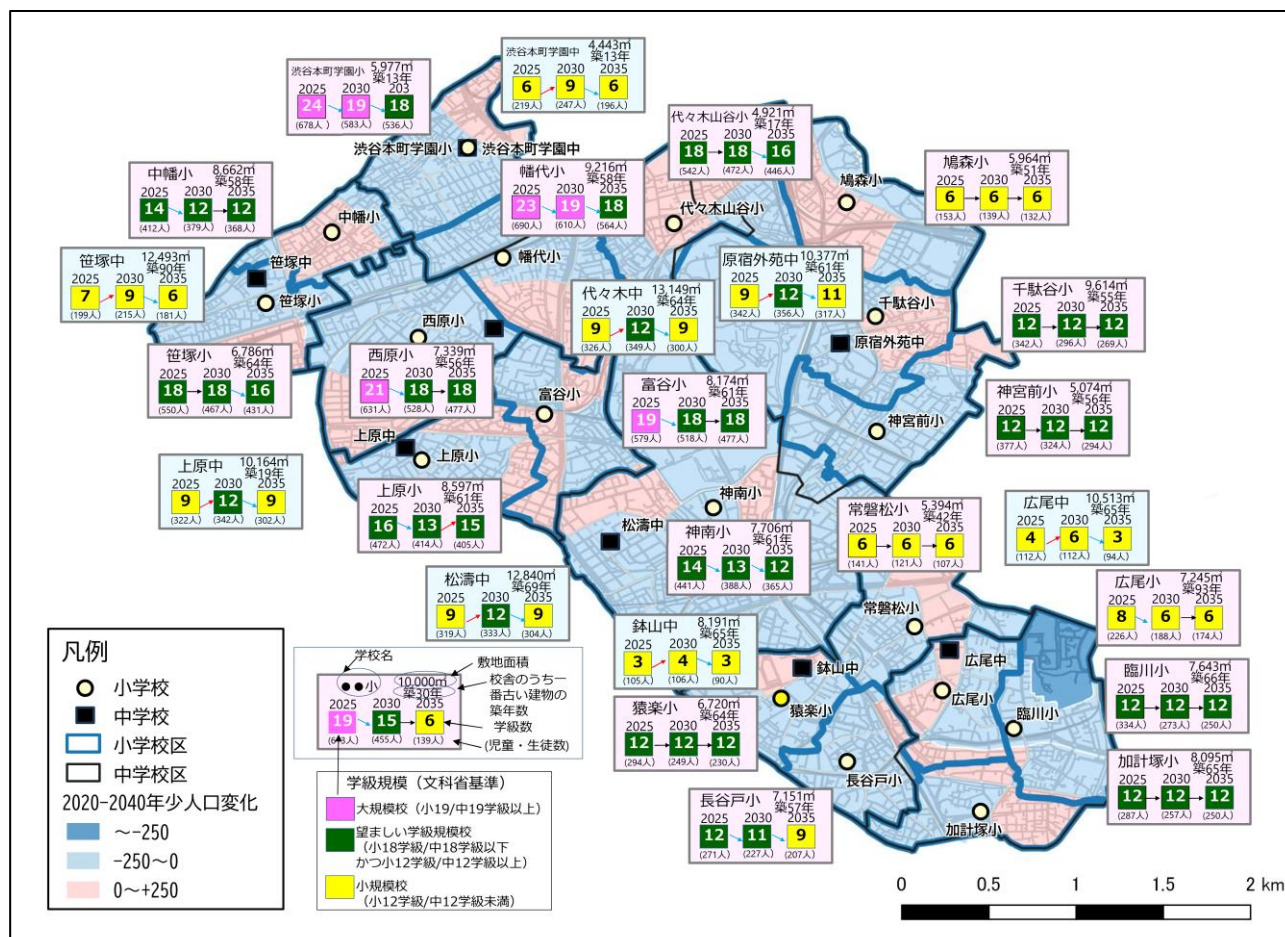
令和7年時点での区による将来人口推計から、今後10年間の児童・生徒数の推計を行いますと、2024年の児童・生徒数をピークに、減少傾向が続く結果となりました。

【図表 3-4 児童・生徒数、学級数の推移】



また、区による人口推計結果を小・中学校校区に振り分けて、各学校別の児童・生徒数、学級数を推計しますと、今後 10 年にかけて 12 学級未満の状態を継続または移行する学校が 12 校あることがわかりました。一方で、10 年後においても 18 学級以上の学級規模を維持する小学校が 4 校となることがわかりました。

【図表 3-5 学校別 児童・生徒数、学級数の推移（35 人学級への計画的引き下げを反映）】



2 学校施設等の老朽化状況等の実態・課題

(1) 学校施設等の保有状況

渋谷区の学校施設は、小学校 17 校 44 棟（10.2 万㎡）、中学校 7 校 20 棟（5.8 万㎡）、小中一貫教育校 1 校 3 棟（1.5 万㎡）、小学校に併設されていない幼稚園 1 園 1 棟（434 ㎡）の全 26 施設 68 棟、およそ 17.5 万㎡です。幼稚園 3 施設は特別教室棟や屋内運動場と園舎を組み合わせた複合棟により、小学校と併設して整備されています。

【図表 3-6 築年別整備状況・用途別保有量】

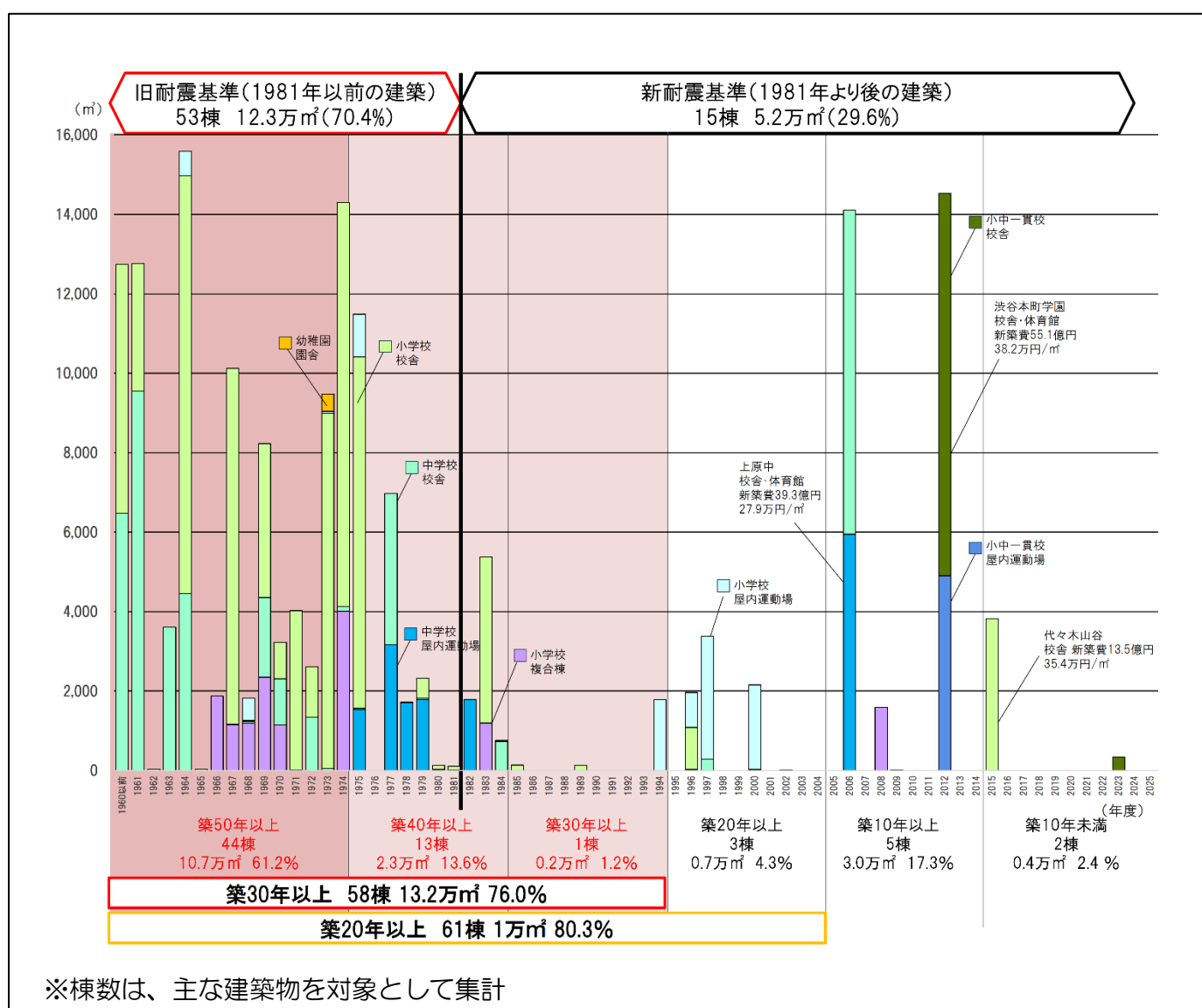
校種	建物分類	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合
小学校 17校 (うち幼稚園併設3校)	校舎	27	77,190	44.1%
	複合棟	10	14,491	8.3%
	屋内運動場	7	10,202	5.8%
小計		44	101,883	58.2%
中学校 7校	校舎	13	41,903	23.9%
	屋内運動場	7	15,930	9.1%
小計		20	57,833	33.0%
小中一貫校 1校	校舎	2	9,957	5.7%
	屋内運動場	1	4,907	2.8%
小計		3	14,864	8.5%
単独幼稚園 1園	園舎	1	434	0.2%
合計		68	175,014	100.0%

※棟数は、主な建築物を対象として集計

建物の築年別の整備状況をみると、1960年代から1970年代前半が建築のピークであり、全体の延床面積の70.4%が旧耐震基準の建物で、築後50年以上の建物が61.2%、築後30年以上の建物が80.3%を占めており、全体的に築年数がかなり経っています。

また、築後30年以上経過した学校施設の延床面積の割合76.0%は、区全体の築後30年以上経過した建物の割合を上回っており、区全体の建物施設に比べても学校施設は老朽化が進んでいると言えます。

【図表 3-7 築年別整備状況・用途別保有量】



①情報の一元化

【図表 3-8 情報の一元化（令和 2 年度時点）】

学校施設
台帳

耐震診断
報告書

設備
機器台帳

工事台帳

等

建物基本情報

躯体の健全性

建物基本情報																				躯体の健全性							
施設名称	棟 番号	建物名称	学校施設台帳の棟番号									昇 降 機	プ ール	給 食 室	構 造 区 分	地 上 階 数	地 下 階 数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築 年 数	耐震安全性			既存データ		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨								西 暦	和 暦		基 準	診 断	補 強	調 査 年 度	圧縮強度	
																										圧縮 強度 (N/㎡)	設計 基準 強度 (N/㎡)
りんせん 臨川小学校・臨川幼稚園	1 校舎1		1-1	1-2	1-3	1-4					EV		給	RC	3	0	1,229	1959	昭和34	60	旧	済	済	2000	16.8	17.7	
	2 校舎2		3-1	3-2										RC	3	0	2,364	1971	昭和46	48	旧	済	済	2009	12.8	17.6	
	3 校舎3		4-1	4-2								屋上		RC	2	0	786	1974	昭和49	45	旧	済	-	1996	15.1	20.6	
	総延床面積 5,692 ㎡	4 体育館・幼稚園		5-0	1-0 (幼)									RC	2	0	1,313	1974	昭和49	45	旧	済	-	1996	12.9	20.6	
長谷戸小学校(ながやと)	1 体育館・特別教室棟		1-1	1-2										RC	2	0	1,189	1968	昭和43	51	旧	済	済	2000	26.0	17.7	
	2 校舎		2-1	2-2	2-3	2-4	3-0						給	RC	4	1	4,245	1969	昭和44	50	旧	済	済	2000	18.2	17.7	
広尾小学校・広尾幼稚園(ひろお)	1 校舎		1-0											RC	3	0	3,040	1932	昭和7	87	旧	済	済	1998	14.1	13.2	
総延床面積 5,730 ㎡	2 体育館・幼稚園		7-1	7-2	5-0 (幼)								給	RC	3	2	2,690	1974	昭和49	45	旧	済	済	1998	13.4	20.6	
さるがく 猿楽小学校	1 校舎1		1-1	1-2	1-3								給	RC	3	0	2,143	1961	昭和36	58	旧	済	済	2009	10.0	17.6	
	2 校舎2		4-0	5-0								屋上		RC	3	0	1,827	1975	昭和50	44	旧	済	済	2009	16.1	20.6	
	3 体育館		6-0								EV			RC	2	1	885	1996	平成8	23	新	-	-	-	-	-	

[illegible]

区、市、町	区	学校名	神宮小中学校	学年級等	5、6
建物名	体育館	経緯度	32.24515	取得年月日	令和3年6月15日
				部位	窓枠、天井
				写真枚数	2枚
				写真内容	写真1枚、写真2枚
				評価	A
				部位	内壁
				特記事項	
				写真枚数	写真1枚、写真2枚、写真3枚
				評価	B
				部位	ファシ
				特記事項	
				写真枚数	2枚
				評価	A

児童生徒数等

学年	性別	人数	合計
1年生	男	10	20
1年生	女	10	
2年生	男	10	20
2年生	女	10	
3年生	男	10	20
3年生	女	10	
4年生	男	10	20
4年生	女	10	
5年生	男	10	20
5年生	女	10	
6年生	男	10	20
6年生	女	10	
合計	男	60	120
合計	女	60	
合計	男女	120	

建物情報

建物名	用途	面積	備考
1号館	教室	100㎡	
2号館	教室	100㎡	
3号館	教室	100㎡	
4号館	教室	100㎡	
5号館	教室	100㎡	
6号館	教室	100㎡	
7号館	教室	100㎡	
8号館	教室	100㎡	
9号館	教室	100㎡	
10号館	教室	100㎡	
11号館	教室	100㎡	
12号館	教室	100㎡	
13号館	教室	100㎡	
14号館	教室	100㎡	
15号館	教室	100㎡	
16号館	教室	100㎡	
17号館	教室	100㎡	
18号館	教室	100㎡	
19号館	教室	100㎡	
20号館	教室	100㎡	
21号館	教室	100㎡	
22号館	教室	100㎡	
23号館	教室	100㎡	
24号館	教室	100㎡	
25号館	教室	100㎡	
26号館	教室	100㎡	
27号館	教室	100㎡	
28号館	教室	100㎡	
29号館	教室	100㎡	
30号館	教室	100㎡	
31号館	教室	100㎡	
32号館	教室	100㎡	
33号館	教室	100㎡	
34号館	教室	100㎡	
35号館	教室	100㎡	
36号館	教室	100㎡	
37号館	教室	100㎡	
38号館	教室	100㎡	
39号館	教室	100㎡	
40号館	教室	100㎡	
41号館	教室	100㎡	
42号館	教室	100㎡	
43号館	教室	100㎡	
44号館	教室	100㎡	
45号館	教室	100㎡	
46号館	教室	100㎡	
47号館	教室	100㎡	
48号館	教室	100㎡	
49号館	教室	100㎡	
50号館	教室	100㎡	
51号館	教室	100㎡	
52号館	教室	100㎡	
53号館	教室	100㎡	
54号館	教室	100㎡	
55号館	教室	100㎡	
56号館	教室	100㎡	
57号館	教室	100㎡	
58号館	教室	100㎡	
59号館	教室	100㎡	
60号館	教室	100㎡	
61号館	教室	100㎡	
62号館	教室	100㎡	
63号館	教室	100㎡	
64号館	教室	100㎡	
65号館	教室	100㎡	
66号館	教室	100㎡	
67号館	教室	100㎡	
68号館	教室	100㎡	
69号館	教室	100㎡	
70号館	教室	100㎡	
71号館	教室	100㎡	
72号館	教室	100㎡	
73号館	教室	100㎡	
74号館	教室	100㎡	
75号館	教室	100㎡	
76号館	教室	100㎡	
77号館	教室	100㎡	
78号館	教室	100㎡	
79号館	教室	100㎡	
80号館	教室	100㎡	
81号館	教室	100㎡	
82号館	教室	100㎡	
83号館	教室	100㎡	
84号館	教室	100㎡	
85号館	教室	100㎡	
86号館			

今後は、施設情報の把握と共有を高度化するため、FM システムを活用した情報の一元化を進めます。これらの情報を更新していくことによって長寿命化計画（個別施設計画）の運用を行い、効率的な施設の維持管理・運営の実現や、より良い学習・生活環境の整備を行っていきます。

[illegible]

旧耐震基準(1981年以前の建築)
54棟 12.1万㎡ 70.8%

新耐震基準(1981年より後の建築)
14棟 5万㎡ 28.2%

図1は、1981年以前の建築（旧耐震基準）と1981年以降の建築（新耐震基準）の比較を示しています。左側のグラフは、旧耐震基準の建築の築年数別・用途別の内訳を示しています。右側のグラフは、新耐震基準の建築の築年数別・用途別の内訳を示しています。

築年数	棟数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
築50年以上	23棟	6.9万㎡	40.4%
築40年以上	25棟	8.2万㎡	30.4%
築30年以上	4棟	0.8万㎡	4.7%
築20年以上	4棟	0.8万㎡	4.7%
築10年以上	3棟	1.6万㎡	6.3%
築10年未満	3棟	1.8万㎡	10.5%

今後の維持・更新コスト（長寿命化）

対象建物 88棟 17.1万㎡

直近のコスト水準 12億円/年 (10年間の平均)

40年間の平均 21億円/年

40年間の総額 831億円

単価13.5N/㎡以下の建物の建て替え

年度

改修・更新費 雑費 長寿命化改修 中修繕工事

10年間 10年間 10年間 10年間

33.9億円/年 6億円/年 28.2億円/年 17.1億円/年

② 構造躯体の健全性の把握

建物は躯体が健全であれば、躯体以外の部分を修繕・改修・交換することで長く使用できます。

建物の長寿命化を図り、長く使用していくために、建物の耐震性及び構造躯体の健全性の状況を把握します。構造躯体の健全性については、過去の耐震診断のデータを用いて評価します。

・調査方法、評価基準

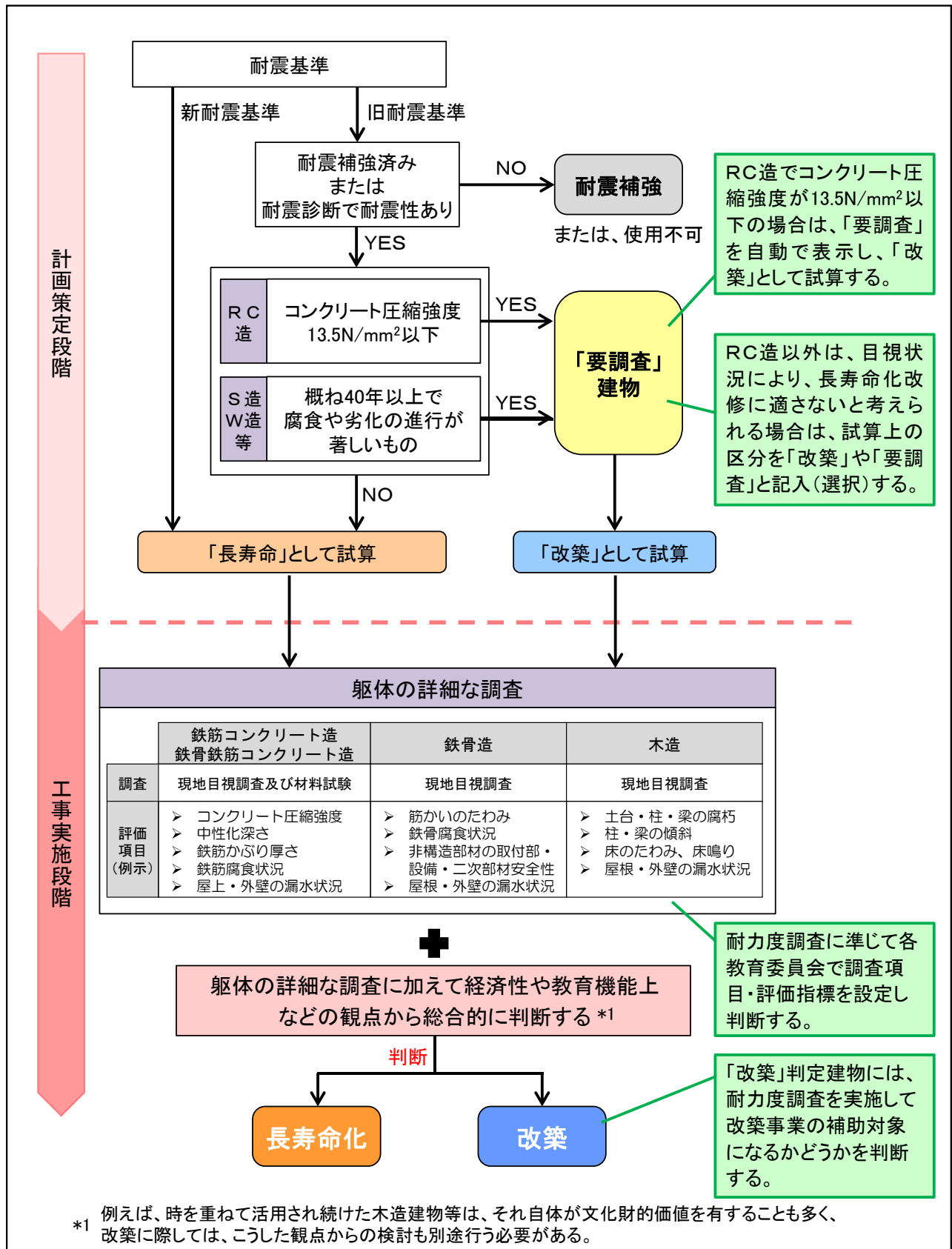
R C造の建物の構造の主要な部分（柱、梁、床版、屋根版など）のコンクリート強度が著しく低い場合（コンクリート圧縮強度 13.5N/mm^2 以下）は、変質、変状、施工時の信頼性などに影響を及ぼします（文部科学省作成「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月）」による）。このため、耐震診断時のコンクリート圧縮強度の値を調べ、長寿命化に適さない可能性がある建物を抽出します。

コンクリート圧縮強度試験は各階ごとに複数箇所計測し、棟全体の評価を行うために「棟ごとの各階平均の最低値」を用います。

改修等の実施段階では、躯体の詳細調査に加え、経済性等から総合的な判断を下します。

【図表 3-9 長寿命化の判定フロー】

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 p.21



・評価結果

過去に実施した耐震診断時のコンクリート圧縮強度をみると、 $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下である建物が 15 棟あります。これらは耐震補強をしてあるので耐震性に問題はありますが、長寿命化にあたっては躯体部分が長期間の使用に耐えうる必要があるため、改修時に躯体の補強もあわせて行うことになり、改修コストが高くなることや、工期が伸びる可能性があることに留意する必要があります。

【図表 3-10 コンクリート圧縮強度が $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下の建物】

校名	棟名	棟番号	築年	経過 年数	調査 年度	圧縮強度 (N/mm^2)	判断基準
臨川小学校	校舎2	③-2	1975	50	2009	12.8	2階の平均
	体育館・幼稚園	⑤-0 ①(幼)	1974	51	1996	12.9	2階の平均
広尾小学校・広尾幼稚園	体育館・幼稚園	⑦-1、⑦-2 ⑤(幼)	1974	51	1996	13.4	地下2階の平均
猿楽小学校	校舎1	①-2	1962	63	1996	10	2階の平均
加計塚小学校	校舎2	⑦-2	1974	51	1996	11.3	2階の平均
幡代小学校	校舎	③-1 ③-2	1970	55	1996	12.1	2階の平均
中幡小学校	校舎	①-7	1972	53	1996	11.9	3階の平均
西原小学校	校舎1	⑮	1973	52	1996	12.4	1階の平均
千駄谷小学校	校舎	②-2	1975	50	1996	11.4	3階の平均
鳩森小学校	校舎	①-1、①-2、 ①-3	1974	51	1996	12.9	2階の平均
	体育館	②-0	1975	50	1996	10.8	1階の平均
代々木中学校	校舎2	⑤-0	1972	53	1996	12.8	2階の平均
笹塚中学校	校舎2	⑦-2	1972	53	1996	12.7	2階の平均
松濤中学校	校舎1	①-2	1960	65	1996	9.1	3階の平均
原宿外苑中学校	校舎	⑮-1	1971	54	1996	12.7	2階の平均

※松濤中学校は R8.3 現在解体工事中

・躯体の健全性のまとめ

コンクリート圧縮強度 $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下である建物が 15 棟あります。耐震性に問題はなく、直ちに建替えが必要なわけではありませんが、長寿命化には向かない可能性があります。また、それ以外の建物でも躯体の補修等に多くのコストがかかる場合は、残りの使用年数から経済性判断を行い、建替えも視野に入れてより有利となる方向性を選択します。

③ 躯体以外の劣化状況

今後必要となる改修の内容や時期を検討するためには、建物の劣化状況を把握する必要があります。このため令和元年度に建物の目視調査を行い、この調査結果に基づき、今後の修繕・改修サイクル、工法等の見直しやコスト算定を行います。

・調査方法、評価基準

躯体以外の劣化調査は、棟毎に建物の部位について、現地目視により調査しました。建物ごとに5つの部位（屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備）で劣化状況を把握し、A、B、C、Dの4段階で評価します。評価基準は文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月）」に準じます。

【図表 3-11 劣化評価基準】

参考：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 p.26

目視による評価【屋根・屋上、外壁】		経過年数による評価【内部仕上、電気設備、機械設備】	
評価	基準	評価	基準
良好 A	概ね良好	良好 A	20年未満
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	B	20～40年
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	C	40年以上
劣化 D	早期に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等	劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

健全度とは、建物の健全性を100点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を算定します。この評価結果を、各部位の改修コストの比率に基づく点数に変換し、建物全体の点数を健全度として算出しました。この健全度は、建物全体の劣化状況を示す指標として、築年等のデータと併せて各建物の改修優先度の設定に用います。

【図表 3-12 健全度の算定方法】

参考：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 p.26

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

総和(部位の評価点×部位のコスト配分) ÷ 60

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。
 (下図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

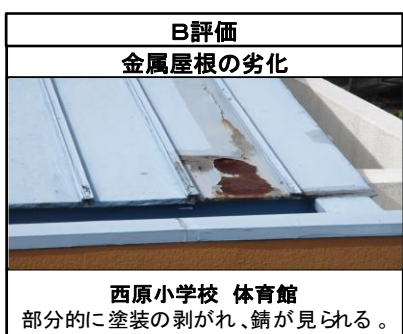
	評価		評価点		配分	
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	= 204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	= 1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8.0	= 800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	= 292
						計 3,148
						÷ 60
						健全度 52

・劣化状況調査結果

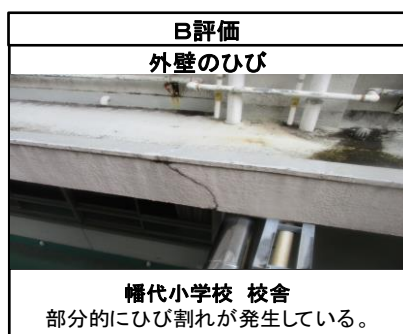
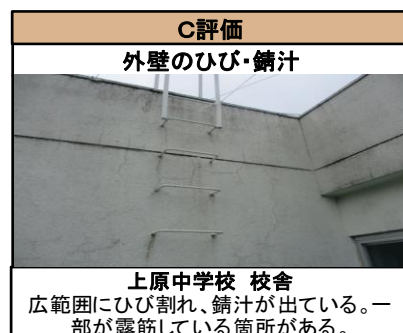
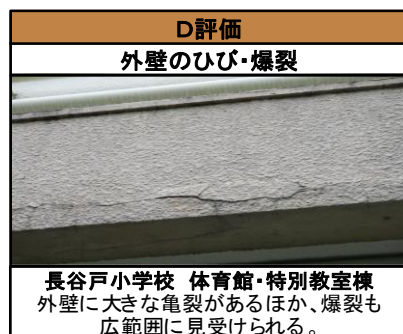
令和2年度に行った調査では、屋上・外壁については、過去の改修により良好な状態を保つ棟が多い一方、D評価の棟はいずれも劣化が特に著しく、早期に対応する必要があることが分かりました。一方で、設備については、経年により劣化が進行する学校が多く、結果、すべての建物にC評価またはD評価がない学校は全体の2割を下回っています。特に、旧耐震基準で建てられた建物は、原宿外苑中学校の体育館と富谷小学校の各棟以外いずれかの部位がC評価以下となっているため、改修が必要な状況です。外部の劣化が顕在化し始めている建物もあり、これらの建物への対応が必要になっています。

【図表 3-13 屋上・外壁の代表的な劣化事象】

屋上防水の劣化事例

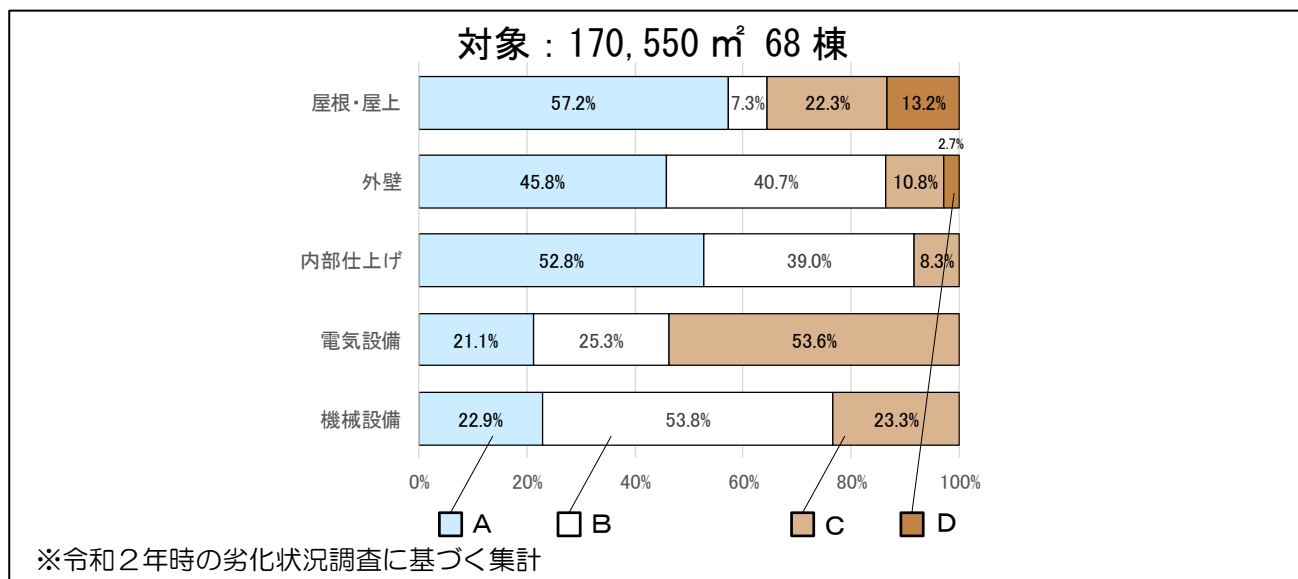


外壁の劣化事例



建物の部位別にみると、屋根・屋上は3割強が劣化しており、早期に対応が必要な状況となっているD評価の棟が6棟あります。外壁は8割以上が良好ですが、そのうちB評価を受けた約4割の棟に関しては部分的にひびや浮きがあるため、今後は経過観察を行いながら、計画的に維持保全を行っていくことが必要です。また、D評価の棟2棟とC評価を受けた7棟は早期に改修が必要になります。内部は全体的に良好です。電気は全体的な経年劣化が進んでおり、大規模改修時には配線や盤類、機器の更新が必要です。機械は給排水管取替工事を実施している関係で良好ですが、未改修の建物で経年劣化が進行している状況です。

【図表 3-14 部位別の集計結果（面積比）】



・躯体以外の劣化状況のまとめ

建物（屋根・屋上、外壁、内部仕上げ）はこれまで改修を実施してきましたが、早期に対応が必要なものが残っています。また、電気・機械などの設備はこれまで全体的な更新を行っておらず老朽化が進行しており、この結果、いずれかの部位にC評価またはD評価がある学校が全体の8割を上回っています。新耐震基準の建物は状態が良好ですが、旧耐震基準の建物は改修から時間が経ち、再び劣化が顕在化してきています。コンクリート圧縮強度が低く、改修時に躯体の補修が必要となる可能性があり、かつ、その他部位の劣化も進行している建物もあるため、必要となる改修内容を明らかにして、建替えと長寿命化のどちらが有利であるのかを検討し、今後の方向性を決める必要があります。

【図表 3-15 評価の集計結果】

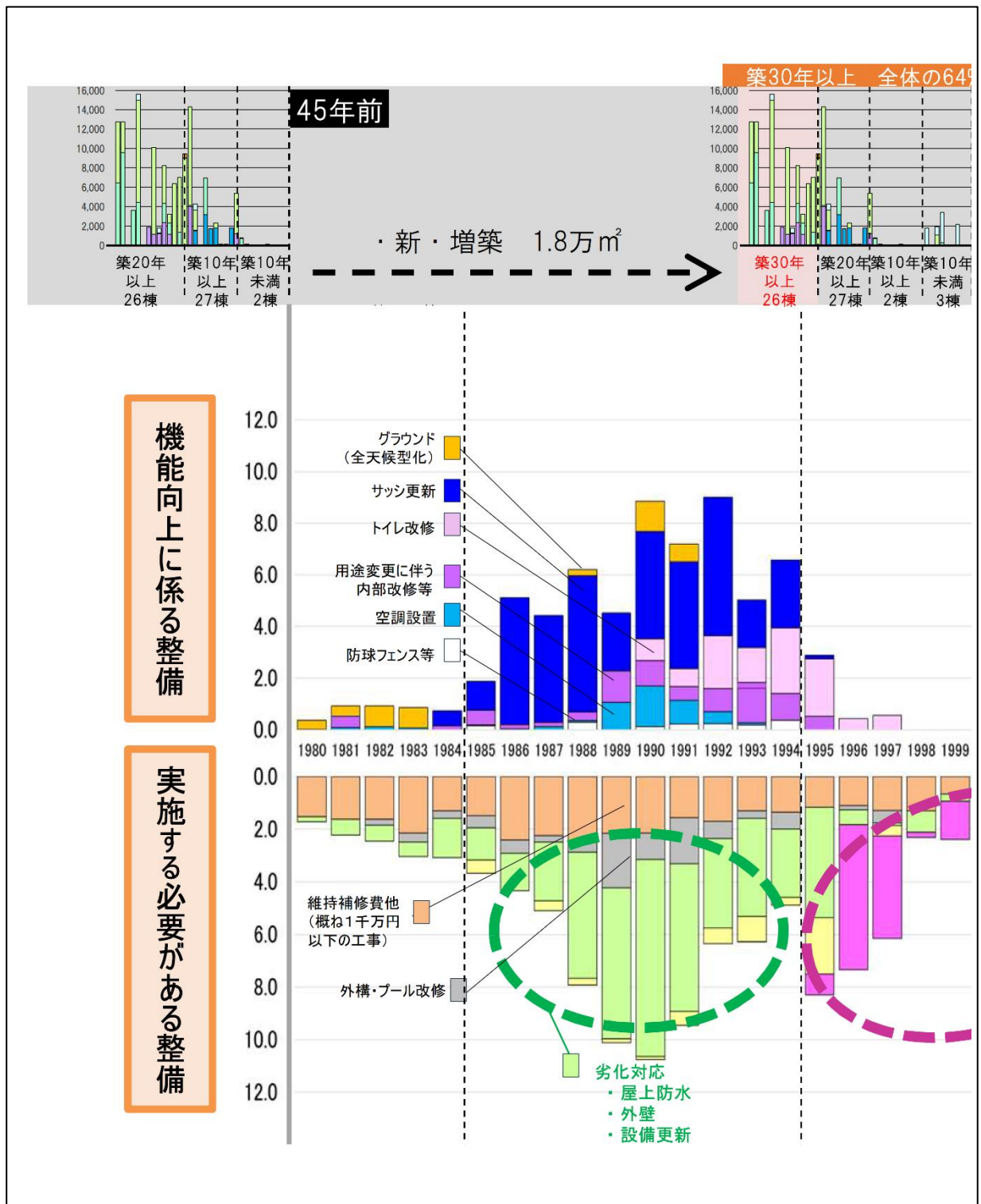
	棟数	屋根・屋上		外壁		外部開口部		内部仕上げ		電気設備		機械設備	
		D 評価	C 評価	D 評価	C 評価	D 評価	C 評価	D 評価	C 評価	D 評価	C 評価	D 評価	C 評価
コンクリート圧縮強度13.5N/㎡以下	15	3	4	1	0	1	0	0	1	0	11	0	6
旧耐震の建物	39	3	9	1	4	1	4	0	6	0	24	0	14
新耐震の建物	14	0	3	0	3	0	3	0	1	0	3	0	2
合計	68	6	16	2	7	2	7	0	8	0	38	0	22

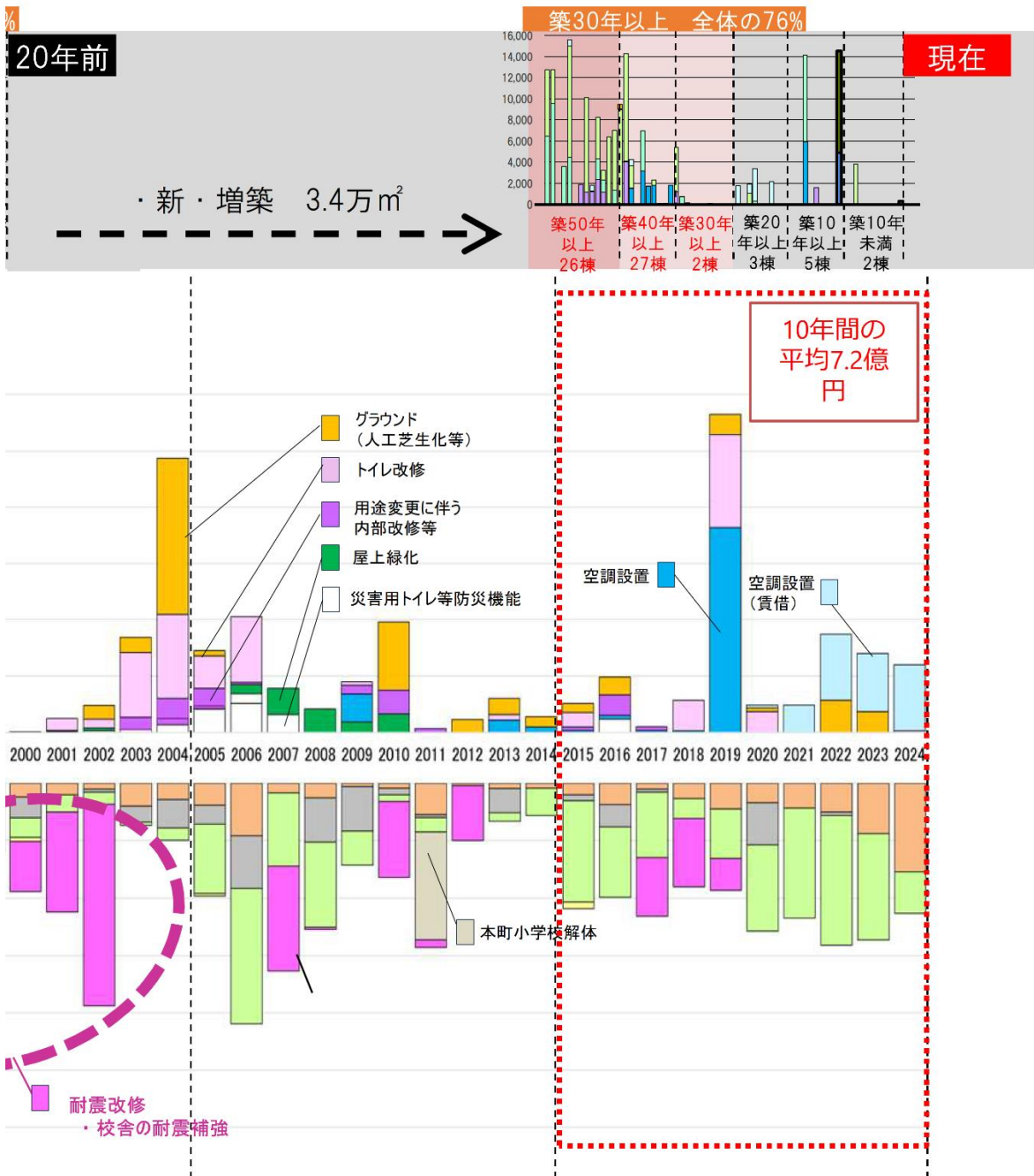
※令和2年時の劣化状況調査に基づく集計

(3) これまでの修繕・改修実績額（新築費以外）

30～45年前には、機能回復と機能向上を合わせた長寿命化改修が実施（年 9.0 億円）されていました。20～30 年前では、機能向上としては、トイレ改修、グラウンド人工芝生化及び耐震改修が機能回復のための改修と合わせて実施されていました（年 6.9 億円）。直近 10 年間では、機能回復工事（部位改修）と空調の設置・賃借料が中心（年 7.2 億円）となっており、新築費を合わせた直近 10 年間の実績は年 19.4 億円となっています。

【図表 3-16 これまでの修繕・改修実績額（新築費以外）】





第4章 学校施設整備の基本的な方針等

1 学校施設の方向性

学校施設について、ハード面、ソフト面（上位・関連計画、施設規模等、児童・生徒数、学級数）からの多面的な実態把握を基に、課題を明確にすることで、方向性を導き出します。

（１）ハード面の実態・課題のまとめ

（実態）

- 全 26 施設中、躯体が低強度の建物を有する施設が 13 施設、1971 年以前の帯筋間隔改正前の基準で建築された棟を有する施設が 8 施設あるなど、改修費用が嵩む等の経済性の面も含め、長寿命化改修を実施するには課題を有する施設が大半を占める。
- いずれかの部位が C、D 評価の施設が全体の 8 割を超えており、老朽化対応が必要な施設が多い。
- 直近 10 年間の改修費用は年 7.2 億円となっているが、劣化対応が主となっており、バリアフリーなどの機能向上の支出が限定的である

（課題）

- 長寿命化改修を行うには課題のある 21 施設については、建替えを行い、老朽化対応と機能向上を図る必要がある。
- 21 施設について、計画的に建替えを行った場合 30 年間で完了する（その他の施設は原則 80 年の長寿命化）。
- その場合、今後 30 年間で年平均 123.4 億円の更新費用が必要となる。これは、過去 10 年間の新築費を含めた修繕・改修実績額の平均 19.4 億円の 6.4 倍となる。



（方向性）

- 将来、更新コストはこれまでの修繕・改修費用の水準を大幅に超過し、ハード面での改善策ではそのギャップを埋めることは困難であるため、他施設との複合化・共用化や適正規模・適正配置等の方策と連動することが必要となる。
- 現状のままでは、老朽化が一層進むとともに、学校施設の目指すべき姿が実現されない状態が続くため、財政負担の削減・平準化に配慮しつつ、財源を確保の上、計画的な整備を着実に進める。
- 環境性能の向上など、区有施設として必要な機能を考慮した整備を進める。

(2) 学校施設の目指すべき姿のまとめ

(実態—上位・関連計画)

- (渋谷区実施計画)・ICT 教育の推進、英語教育の充実 ・学校・家庭・地域の連携
・コミュニティスクール ・放課後クラブ
- (渋谷区教育大綱)・「つくろう。ちがいを活かし合える、未来の学校。」
・未来の学校で大切にする7つの力「基礎・共感・協働・探究・自律・挑戦・創造」

(課題—検討委員会意見等)

- 学校施設の機能維持・機能向上
 - ・安全性の確保・生活環境の維持・向上
 - ・避難所としての防災機能の確保
 - ・時代のニーズに応えた教育環境
- 地域の拠点としての学校施設づくり
 - ・公共施設との複合化
 - ・プールや図書館などの共用・集約化等



(方向性)

- 安全性の確保
 - ・建築物としての性能向上
 - ・防災拠点としての機能強化
 - ・ユニバーサルデザインの推進
- 学習・生活環境の向上
 - ・学校施設の多様性を踏まえた機能性・利便性の向上
 - ・インクルーシブ教育の推進
 - ・主体的・対話的で深い学びを支援する学習空間
 - ・変化に対応できる施設整備
 - ・教職員の働く場としての機能向上
 - ・学校の特色づくり
- 地域とともにある学校施設づくり
 - ・多様な人材の参画による開かれた学校運営の推進
 - ・区民施設との複合化、共用化
 - ・地域資源の更なる活用
- 今後の教育・学校の在り方
 - ・「選ばれる、選んでよかった渋谷区立」となるための環境整備、多様な方策展開

(3) 施設規模の実態・課題のまとめ

(実態)

- 特に小学校の敷地が狭い（小学校平均敷地面積 7,220 m²→運動場は 2,000~4,000 m²未滿で 17 校中 14 校が基準面積を下回る）。
- 小学校は施設規模に余裕のない施設が多い（文科省面積基準未滿 校舎 4 校、体育館 14 校）。
- 校舎は 1 棟建ての施設が 27 施設中 15 施設を占める（部分改築が難しい）。

(課題)

- 建替え又は大規模改修時に仮設校舎を校庭に設置すると、殆ど運動場が使用できなくなる学校がある。
- 機能向上を図る必要があるため、敷地を最大限有効活用できるような配置等を行う必要がある。



(方向性)

- 建替えのための仮校舎用の敷地を確保し、今後の学校建替え時に順次使用するための仮校舎を整備する（建替え工事中の教育環境や安全の確保）。

(4) 児童・生徒数、学級数の実態・課題のまとめ

(実態)

- 児童・生徒数は 2024 年度にピークを迎え、その後の推計では減少が続く。
- 今後 10 年後にかけて 12 学級未滿の状態を継続または移行する学校が 12 校存在する。

（小学校：長谷戸小、常磐松小、鳩森小、広尾小

中学校：(6 学級以下) 笹塚中、鉢山中、広尾中、渋谷本町学園中

(7~11 学級) 上原中、松濤中、原宿外苑中、代々木中

- 一方、10 年後でも 18 学級以上の状態を維持する小学校 4 校（幡代小、渋谷本町学園小、西原小、富谷小）が存在する。

(課題)

- 特に小学校において学級規模の格差が大きく、代官山・恵比寿・広尾地域（長谷戸小、常磐松小、鉢山中、広尾中）、代々木・千駄ヶ谷・原宿・神宮前地域（鳩森小）、笹塚・幡ヶ谷・初台・本町地域（笹塚中）において、学校再編（学区変更、統廃合）検討の必要性がある。



(方向性)

- 適正規模・適正配置の検討
- 廃校発生時には、敷地を仮校舎用地として活用

2 施設整備の考え方

学校施設の置かれている実態を踏まえつつ、今後第2章において掲げた「学校施設の目指すべき姿」を見据えた整備を進めていくに当たり、より効率的で効果的な施設整備を実施していくため、以下の考え方を基本的な方針として設定します。

基本的な整備水準の確保

- ・原則として、すべての児童・生徒が、時代の趨勢にあった環境で等しく教育を受けることができるよう、基本的な整備水準を確保して、学校施設の整備を実施

施設の老朽化対策・安全性の確保

- ・施設・設備の老朽化対策や安全性確保を最優先に考える
- ・施設の老朽化への対応について、「改築」と「長寿命化」を併用し、統合の見通し等に留意しながら適切な時期に適切な内容の保全や老朽化対策等を実施

多様なニーズへの対応

- ・「学校施設の目指すべき姿」の実現に向けた整備には多額の費用を要し、すべてを一斉に実施することは困難であるため、「優先度」や「整備のタイミング」の検討が必要
- ・これからの時代に適した学校施設環境を整えるため、費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等をふまえながら、多様なニーズに対応するための施設整備を検討

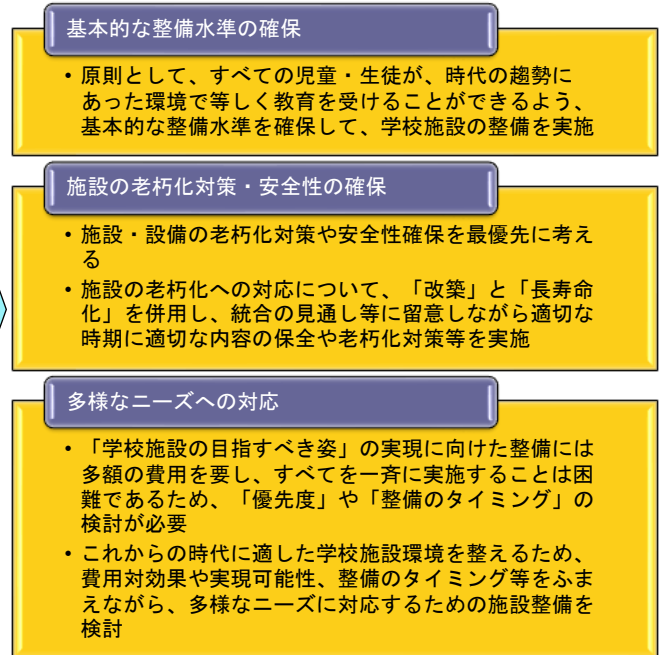
「施設整備の考え方」を図示すると、図表 4-1 のようになります。

【図表 4-1 施設整備の考え方】

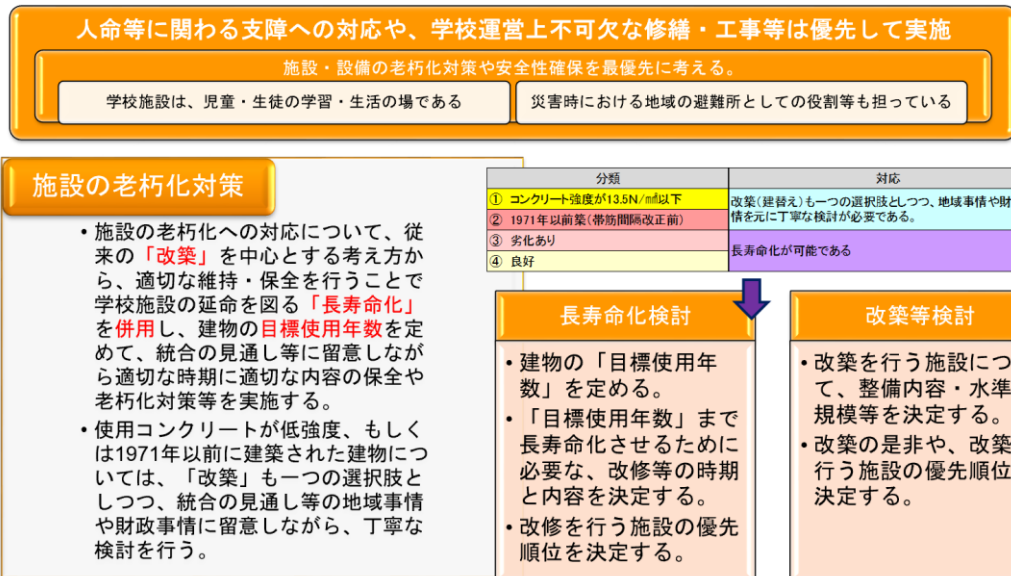
学校施設の目指すべき姿



施設整備の考え方

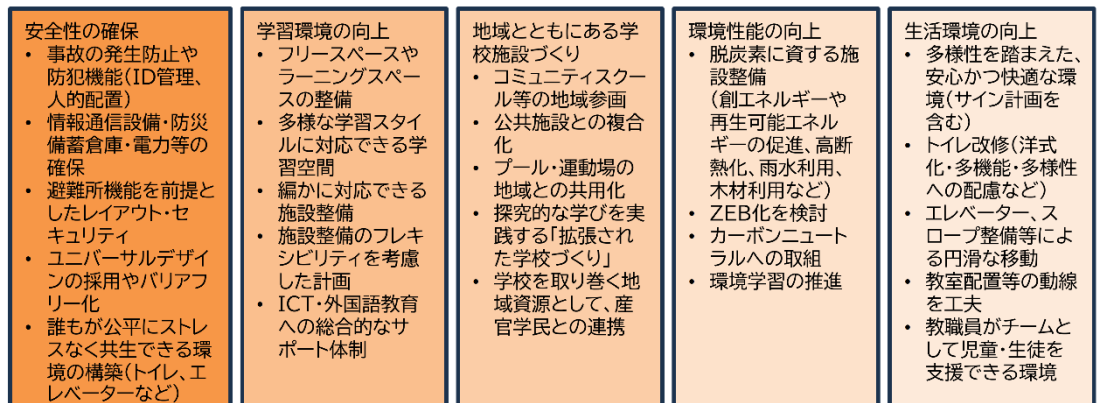


施設の老朽化対策・安全性の確保



これからの時代に適した学校施設環境を整えるため、費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等を踏まえながら、多様なニーズに対応するための施設整備を検討する。

多様なニーズへの対応



3 学校適正規模・適正配置に向けた取組との連携

区内において、小規模校と大規模校の二極化が見受けられる状況において、将来を見据えて学校を整備していくためには、学校施設の改築・大規模改修と学校の適正規模・適正配置を一体的なものとして考慮する必要があります。

未来の子供たちにハード・ソフトの両面からより良い教育環境をつくるため、学校施設の老朽化だけに着目した施設整備から、学校の適正な規模と配置等の教育環境向上の視点を取り入れたものとし、該当校だけではなく、周辺の学校を含めて考慮することで多面的な学校施設長寿命化計画にすることが必要です。

ただし、適正規模・適正配置の議論において、望ましい規模を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できません。学校の教育環境は様々な条件により総合的に整えられるものであり、各学校では、それぞれの規模に応じた教育の充実に取り組んでいることを念頭に置くことが必要です。

（１）適正規模について

小規模校、大規模校それぞれにメリット・デメリットがあります。少人数によるきめ細かな指導体制・環境整備については、国の教育再生実行会議において、計画的な整備の考えが示されています。学校施設長寿命化計画においても、引き続き、国の動向を注視し、その方向性を踏まえた計画にする必要があります。

本区では、平成7年の東京都渋谷区立学校児童生徒減少問題審議会において、小学校は20人学級、中学校は30人学級を前提とした学校規模についての答申がなされており、これを踏まえつつ、国との整合性を図った適正規模の検討が必要です。

【東京都渋谷区立学校児童生徒減少問題審議会】（平成7年）

渋谷区立学校の児童生徒の減少に伴う対応措置の基本的な考え方と具体的法則について答申

小学校 各学年2学級以上 児童数 250人程度

中学校 各学年4学級以上 生徒数 400人程度

＜小規模校＞

小学校 1学級 20人以上 児童数 120人

中学校 各学年2学級以上 生徒数 130人

（２）適正配置について

① 通学距離の基準：概ね、「小学校1km程度」、「中学校1.5km程度」

② 通学区域の見直しについて

今後、通学区域の見直しを行う際には、幹線道路等の通学環境を含めた、通学の安全対策を最重要としつつ、地域コミュニティとの関係にも配慮して検討します。また、中学校の学区域はできる限り小学校の学区域を分断しないよう配慮します。

(3) 今後の取組について

- ① 国等の動向を踏まえつつ、渋谷区独自の取組方法を検討し、子供の教育環境の改善を中心に据えた適正規模・適正配置を図ります。
- ② 学校教育における義務教育期間9年間の連続性、多様な教育的支援の必要性、地域コミュニティや避難所等との関係性を十分に考慮します。
- ③ 中長期的に小規模校・大規模校として学校運営を見込む場合には、地域の実情や児童・生徒の実態を踏まえ、それぞれの規模に応じた教育の充実方策を検討します。
- ④ 教室数の不足等で喫緊に対応が求められる大規模校については、環境改善の検討を速やかに行い、その結果を区全体の適正規模の考え方に反映していきます。

<参考：少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について>

■ 学級編成の標準の計画的な引き下げ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校 (40人→35人)	小2	小3	小4	小5	小6

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
中学校 (40人→35人)	中1	中2	中3

(文部科学省資料より抜粋)

第5章 長寿命化の実施計画

1 基本的な方針等を踏まえた保全に係る基準の設定

(1) 建築物の望ましい目標使用年数

長寿命化とは、構造躯体の健全性を維持し、物理的な耐用年数近くまで建物を使用することです。建物は躯体が健全であれば、躯体以外の部分を修繕・改修・交換することで長く使用できます。建物の望ましい目標使用年数は構造種別により異なり、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、及び重量鉄骨造について高品質の場合は 80 年から 120 年となります。構造躯体の物理的な耐用年数は、施工時の状況やその後の使用状況及び立地環境によって異なります。そこで下表により、高品質の場合の下限値、普通品質の場合の上限値である 80 年を採用することが適当です。

【図表 5-1-1 建築物の望ましい目標使用年数】

鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋 コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
		重量鉄骨		軽量鉄骨		
高品質 の場合	普通の品質の 場合	高品質 の場合	普通の品質の 場合			
80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	50～80年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

特に、鉄筋コンクリート造では、日本建築学会「JASS5 鉄筋コンクリート工事の建築工事標準仕様書」にて計画供用期間の級が設けられており、計画供用期間に応じた性能設計の考え方が明確になっています。施設の長期活用の観点より、新たに建替えを行う施設においては、適切な維持管理を前提として、上表における高品質の場合の中央値である 100 年を目標使用年数とします。また、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造においても、計画的な点検・補修などを行うことを前提として、同一の目標使用年数とします。

【図表 5-1-2 JASS5による計画供用期間と耐久設計基準強度】

計画供用期間の級	計画供用期間	耐久設計基準強度
短期	30年	18N/mm ²
標準	65年	24N/mm ²
長期	100年	30N/mm ²
超長期	200年	36N/mm ²

目標とする使用年数は、現状の施設については 80 年、今後建替える施設 100 年と設定します。ただし、目標使用年数の時点で躯体の健全性が確認できればさらに長く使うことも検討します。

（２）長寿命化判断のために今後必要な調査

耐震診断時に行った調査は、圧縮強度等の限られた情報による評価であり、また、中性化深さや鉄筋の腐食度は経年により進行します。そのため、「長寿命化に適さない」評価と判定された建物と、「長寿命化に適する」評価と判定された建物でも 10 年以上前の古いデータであれば、工事実施時に耐力度調査に準じた構造躯体の詳細な調査を行う必要があります。

詳細な調査では、鉄筋コンクリート造については、コア抜き、はつり調査を実施し、鉄筋の腐食度、圧縮強度、中性化深さの測定を行います。

また、鉄骨造の建物については、材料試験を行わず、現地目視調査にて判断します。不同沈下、建物の傾き、外壁のひび割れ、構造部材のサビ・腐朽・座屈・破断等の有無について目視にて調査を行います。

【図表 5-2 今後必要となる調査】

	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
調査	現地目視調査及び材料試験	現地目視調査	現地目視調査
評価 項目 (例示)	➢ コンクリート圧縮強度 ➢ 中性化深さ ➢ 鉄筋かぶり厚さ ➢ 鉄筋腐食状況 ➢ 屋上・外壁の漏水状況	➢ 筋かいのたわみ ➢ 鉄骨腐食状況 ➢ 非構造部材の取付部・設備・二次部材安全性 ➢ 屋根・外壁の漏水状況	➢ 土台・柱・梁の腐朽 ➢ 柱・梁の傾斜 ➢ 床のたわみ、床鳴り ➢ 屋根・外壁の漏水状況



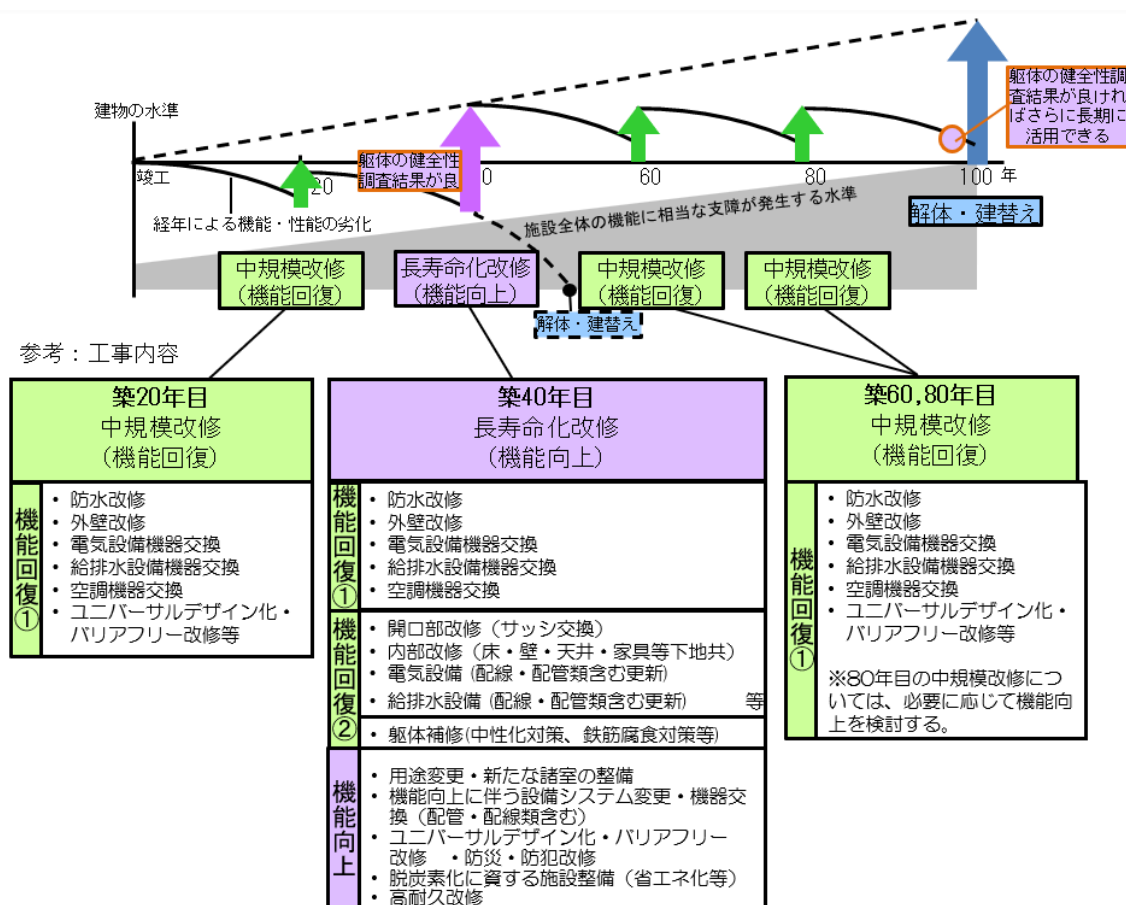
躯体の詳細な調査に加えて経済性や教育機能上
などの観点から総合的に判断する

(3) 長寿命化の基本的な考え方と修繕・改修サイクル

建物の目標使用年数を従来の 60 年から、現状の施設においては 80 年、今後建替える施設においては 100 年に延伸し、長寿命化のための整備レベルと更新周期の設定を検討します。用途・規模・立地などによって劣化状況は異なるため、改修実施段階では個別に対応を決めなければなりませんが、目安として、標準のサイクルを以下のように定めます。

- ・ 施設の安全性と運営にとって重要な部位・設備（外壁・屋根・屋上防水・受変電・空調等）については、20 年周期を標準とし、その時の状況を見た上で、計画的に改修・更新する（劣化等の状況により、実施時期が前後することがある。）。
- ・ 躯体を長期に（今後建替える施設においては 100 年程度）使う上で、中間年（40～50 年）をめどに、躯体の詳細調査を実施し、必要なものには躯体改修工事を行う。
- ・ 中間年（40～50 年）をめどに、躯体以外の部位・設備についても、内装、設備、配管を含めた全面的な改修を行う。
- ・ その際、施設に求められるバリアフリー、防災機能等の機能向上についても、その時の個別施設の状況やニーズに応じて、費用対効果を吟味しつつ可能な限り対応する。

【表 5-3 計画的な保全による長寿命化の考え方※100 年の場合】



老朽化が著しく進行するなど、躯体の補修が必要な場合には、長寿命化しても機能回復に多くのコストがかかり必要な機能回復が行えない、または経済性からみて非効率となる場合があります。このため、躯体の詳細調査で圧縮強度 $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 未満の校舎や旧耐震基準で建てられた校舎の内、より基準の古い 1971（昭和 46）年以前に建てられたものは、躯体補修にコストをかけた上で長寿命化を行っても、費用対効果が薄いとみて、計画の策定段階では建替えとして試算するものとします。

建替え型…長寿命化しても、躯体の補修にコストが必要となり、そのぶん必要な機能向上にかけられるコストが少なくなる可能性がある上、残り使用年数が短い建物。

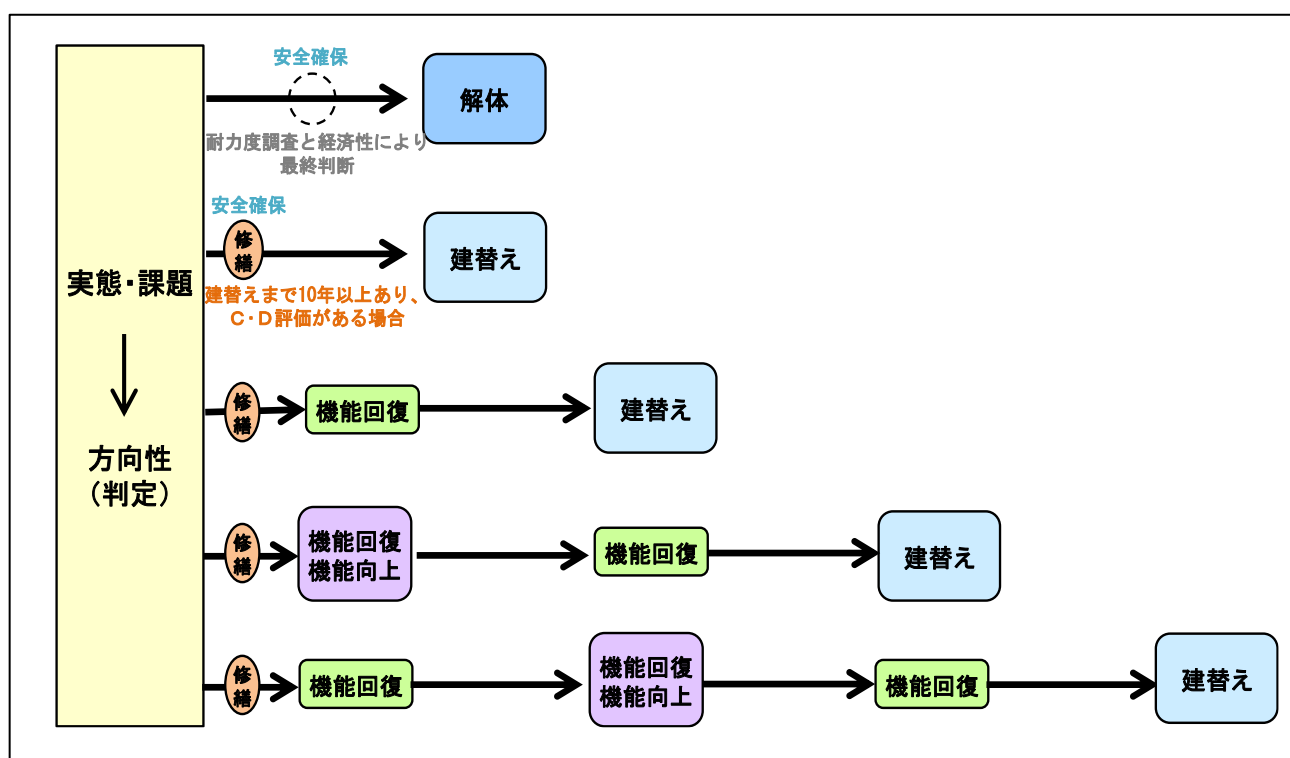
例）コンクリート圧縮強度 $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下の建物。

1971（昭和 46）年以前の RC 造の建物（建築基準法改正前、帯筋間隔の構造規定改正前の建物であり、現行と異なる基準で建築されている可能性があるため）。

長寿命化型…上記以外の建物

効率的に整備を行うためには全棟一律ではなく、建物の実態に応じた整備方法を使い分ける必要があります。劣化状況と今後の方向性を踏まえ、各建物を実態に応じて区分分けし、最適な今後の修繕・改修サイクルを設定します。

【図表 5-4 建物の実態・課題に応じた今後の修繕・改修サイクルの選択例】



長寿命化改修実施前には建物の状態を確認した上で、長寿命化が可能か判断することとします。

中規模改修・長寿命化改修については、改修する部位をまとめて対応することで、仮設の効率化と国庫補助の活用を図ります。劣化は日々進行していくため、中規模改修、長寿命化改修を当面予定しない建物でも、劣化している部位がある場合は個別に対応し、躯体の劣化への影響を防ぎ、施設利用者の安全に配慮します。

(4) 整備レベル

原則として、すべての児童・生徒が、時代の趨勢にあった環境で等しく教育を受けることができるよう、基本的な整備水準を確保して、学校施設の整備を実施します。

建設当初は標準的な整備水準だった建物でも、断熱性能や照明の明るさなど、現在求められる水準には届かなくなっています。さらに第2章の「学校施設の目指すべき姿」に記載した視点として、バリアフリーや防災・防犯機能、新たな学びのスタイルへの対応など、さらなる機能向上が求められており、これらの要求に対して改修時に対応する必要があります。このため、本計画に基づき改修等を実施する際は、単に建築時の状態に戻すのではなく、時代のニーズに応えた教育環境への対応を進めます。改修に当たっては、一律整備レベルを引き上げるのではなく、あらかじめ改修内容を複数設定し、施設の状況によって最適な内容を選択します。

【図表 5-5 校舎の整備レベル例】

□ : 点線の改修は、状況により実施

工種	I 部位改修 (15年～20年周期)	III 中規模修繕 (大規模改造)	IV 長寿命化改修	V 改築
屋根 屋上	屋上防水改修 (既存の上)	屋上防水改修 (既存の上)	屋上防水改修	露出防水
外壁	外壁塗装	外壁塗装	防水型複層塗材	防水型複層塗材
主要な 設備機器 の更新	主要設備機器の更新	主要設備機器の更新	主要設備機器の更新 配線・配管の更新	受変電設備・高架水槽 空調機・空調・昇降機 ・LED照明
不具合への 対応		劣化部位全体の修繕	劣化部位全体の修繕	
外部 開口部		シーリング打替え	サッシ交換	強化ガラス
内部	II 単独改修 (機能向上)	一部の内壁・天井の 修繕	教室 床・壁・間仕切り・天井・その 他の実験台、ロッカー、黒板等 の更新 照明:LED化 廊下:天井・床・壁の改修	教室 床:ビニール床シート 壁:EP塗装 間仕切り:アルミパーティション 天井:LGS(耐震) その他:実験台、ロッカー、黒 板等の更新 照明:LED 廊下:ビニール床シート
トイレ 空調 昇降機	ユニバーサルデザイン化 ・バリアフリー	ユニバーサルデザイン化 ・バリアフリー	ユニバーサルデザイン化 ・バリアフリー	ドライ式トイレ 洋式便器 ユニバーサルデザイン化 ・バリアフリー
バリアフリー 諸室構成 防災機能等	バリアフリースイール	バリアフリースイール	脱炭素(省エネ化等) 諸室の見直し バリアフリースイール 設備システムの更新	脱炭素(省エネ化等) バリアフリースイール 小人数教室等の設置

【図表 5-6 学校施設バリアフリー化推進指針等】
文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」等より抜粋

令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられました。既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していく必要性が高まっています。

新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが重要です。また、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要です。

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点 (主な改訂内容)

- ・インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実していく重要性を明記
- ・バリアフリー法改正を踏まえ、既存施設も含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく重要性を明記
- ・校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、敷地内の経路等も含めたバリアフリー化の重要性を明記
- ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の円滑な実施への配慮の重要性を明記
- ・良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画していくことの重要性を明記

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進 (主な改訂内容)

- ・バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記
- ・バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握すること、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化し整備目標を設定すること等の重要性を明記
- ・学校施設の長寿命化改修の機会の活用を含めたバリアフリー化の重要性を明記

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する令和12年度末までの国の整備目標

- ・バリアフリーストイレについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する。
- ・スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。
- ・エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。

(具体的な整備目標)

対象		令和7年度 (見込み)	令和12年度末までの目標
バリアフリーストイレ	校舎	77.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当 (数値目標)
	屋内運動場	51.3%	
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	85.6%	全ての学校に整備する ¹
	屋内運動場	81.6%	
	昇降口・玄関等	67.4%	
	から教室等まで	67.4%	
エレベーター ²	校舎	32.9%	要配慮児童生徒等 ³ が在籍する全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当 (数値目標)
	屋内運動場	72.4%	

¹ 小修繕や、段差解消機または既製品のスロープ等による対応を含む。

² エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

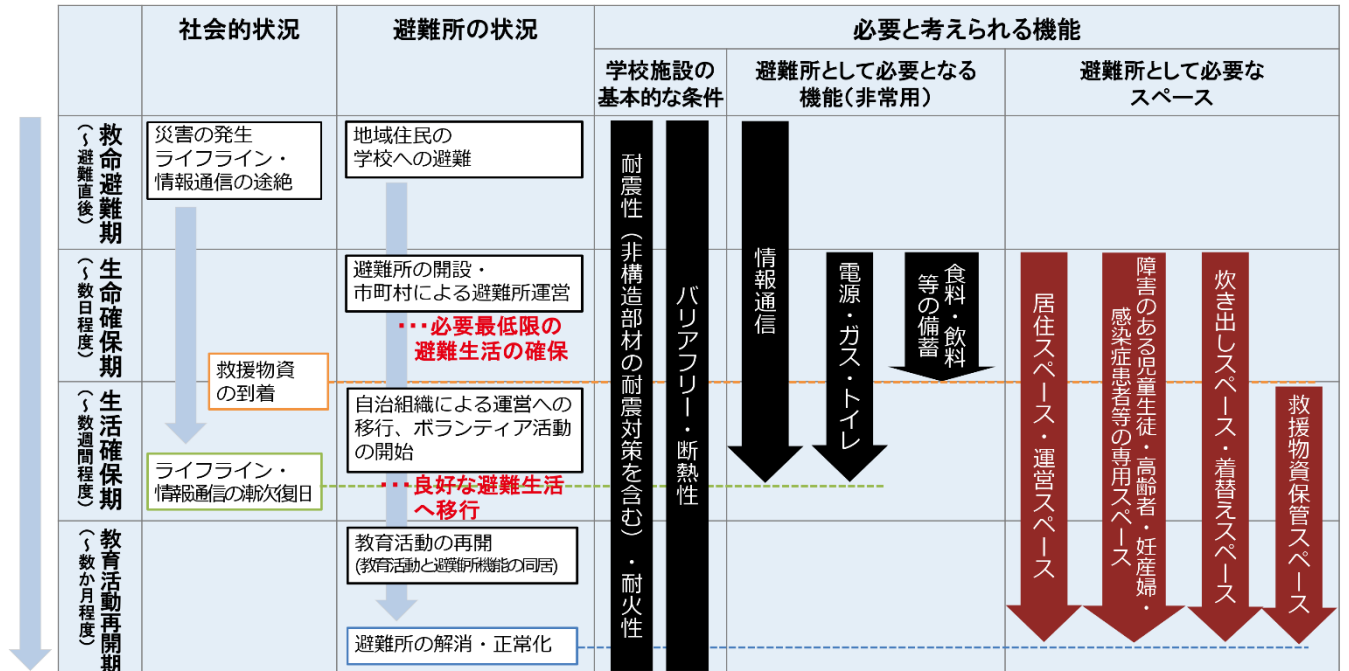
³ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

【図表 5-7 学校施設の防災機能強化の例】

文部科学省 「災害に強い学校施設の在り方について」 より抜粋

3. 地域の避難所となる学校施設に必要な機能

- ・災害発生から避難所の解消までの期間を、4つの段階(フェーズ)に区分した上で、必要な機能を以下のとおり整理
- ・災害が発生してから、避難所として必要な施設・設備を整備するには困難が伴うことから、あらかじめ、避難所として必要な機能を備えておくことが重要



耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性

- * 学校施設としての基本的性能である、耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性を向上させることは、避難所機能を強化するためにも重要

情報通信

- * 救命避難期における災害情報の入手と校内への伝達のため、防災行政無線の受信設備、停電対応の校内放送等を整備しておくことが重要
- * 役場等との連絡のため、相互通信可能な無線設備等を整備しておくことが重要

備蓄倉庫

- * 想定される避難者数に応じた備蓄を、災害に対し安全な場所に確保しておくことが重要

電気・ガス

- * 照明やその他の機器の電源の確保のために、可搬式の発電機等を備蓄しておくことが重要。また、自立運転可能な太陽光発電設備を整備しておくことも望ましい。
- * 普段使用している熱源が使えなくなることを想定し、炊き出しなどに必要な熱源をLPガスやカセットコンロなどにより確保しておくことが重要

トイレ

- * 断水なども想定し、マンホールトイレや簡易トイレなど複数の対策を組み合わせ、必要なトイレの数を確保することが重要
- * プールの水を、配管やポンプによりトイレやマンホールトイレに流せるようにしておくことも有効

■避難所としての防災機能を整備した学校施設 (東京都江戸川区立松江小学校)

松江小学校は、荒川の氾濫等による水害のおそれのある地域に立地。そのため、改築に当たり、災害時に地域住民が逃げ込める緊急避難場所・避難所として位置づけ、必要な機能を整備している。また、再生可能エネルギーを活用したエコスクールとしての機能も備えている。

<避難所としての機能>

- ①避難所となる屋内運動場及び備蓄倉庫を水害のおそれがない2階に設置
- ②地域住民が2階に迅速に避難可能な屋外階段の設置（2か所）
- ③屋内運動場の照明の一部を調光機能付きとすることにより、夜間に適切な明るさに設定可能
- ④屋内運動場に発電機の取付口（上限 50kW）を設置し、停電時でも照明等を確保
- ⑤自立運転可能な太陽光発電設備と蓄電池を整備し、屋内運動場の照明等に利用可能
- ⑥大型の受水槽（10t）の設置により、3,000 人分の飲料水を確保
- ⑦マンホールトイレを 5 基設置
- ⑧屋上プールの水を利用したトイレやマンホールトイレの洗浄水の確保
- ⑨災害用 PHS を職員室に配置
- ⑩特設公衆電話取付端子（5 台分）を昇降口付近に設置



①②2階の屋内運動場と屋外階段
(江戸川区提供)



①屋内運動場



④発電機の取付口
(江戸川区提供)



⑤自立運転可能な太陽光発電設備



⑥大型の受水槽



⑧屋上に設置したプール

■既存学校施設における避難所としての防災機能強化（新潟県長岡市）

長岡市では、平成 16 年に発生した新潟県中越地震の際の避難所運営の経験から、地域の避難所としての学校施設を実現するため、全ての既存市立学校（85 校）を対象に、平成 17 年度から平成 19 年度、計約 1 億円をかけて避難所対応工事を実施。主な工事内容は以下のとおりとなっている。

- ①車いすの避難者が出入りに苦労していたことから、屋内運動場に車いすで出入りできるようスロープを設置（可能な限り常設、常設が難しい場合は可動式）
- ②足腰の弱った高齢者が和式便器を使い、具合が悪くなった例があったことから、屋内運動場のトイレの和式便器を洋式便器に取替え
- ③引切りなしにかかってくる安否確認の電話への対応等のため、避難所となる屋内運動場と教務室を何度も往復した経験から、屋内運動場に電話配線及びテレビ配線を設置。
- ④断水時にも受水槽から水を出せるよう、受水槽に蛇口を設置
- ⑤都市ガスが復旧する前にも L P ガスで都市ガスのコンロが使えるよう、L P ガスから都市ガスへの変換器を設置する接続口をガス管に設置



②洋式便器への取替え



①スロープの設置



③屋内運動場への電話回線の設置



④受水槽への蛇口の設置



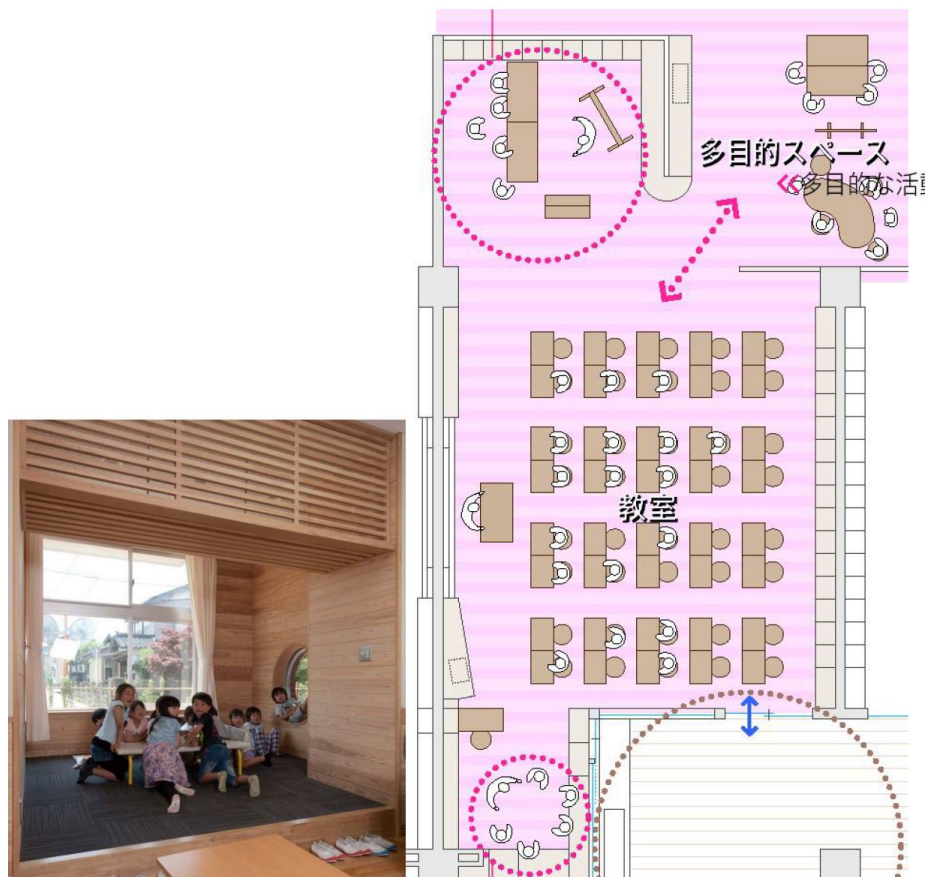
⑤LP ガスから都市ガスへの変換器の接続口

(写真は全て長岡市教育委員会提供)

【図表 5-8 スペースを活かした学校づくりの例】

文部科学省文教施設部 「学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議 資料」より抜粋

小学校のクラスルーム・教室の高機能化



▲糸魚川市立糸魚川小学校

▲武蔵野市立大野田小学校

▲湘南学園小学校

（５）整備の単位の考え方

最終的な整備の判断は、学校施設ごとの今後の方向性を踏まえて行います。現在余剰教室があり、児童・生徒数が今後さらに減少するような学校では諸室の配置を見直し、一部建物の使用の中止や改築時に適正規模に見直すなど、適正な規模や配置を検討する必要があります。このような改善は棟単位ではなく学校単位でなければ考えにくく、大きな効果も出にくいいため、各施設の建物の状況を踏まえた上で学校単位の整備スケジュールを検討することが望ましいといえます。

（６）整備方式及び基本的な整備方針の検討

実施計画の策定にあたっては、基本的な整備の方針に従い一定の条件でコストシミュレーションを実施し、今後計画を進めるために必要となるコストや計画期間、スケジュールなどを検証する必要があります。検討にあたっては、建替えと長寿命化の使い分け、建替え期間を考慮したコストシミュレーションを実施し、今後の方向性及び実施計画を策定しました。

※各種コストシミュレーションの結果は資料編参照

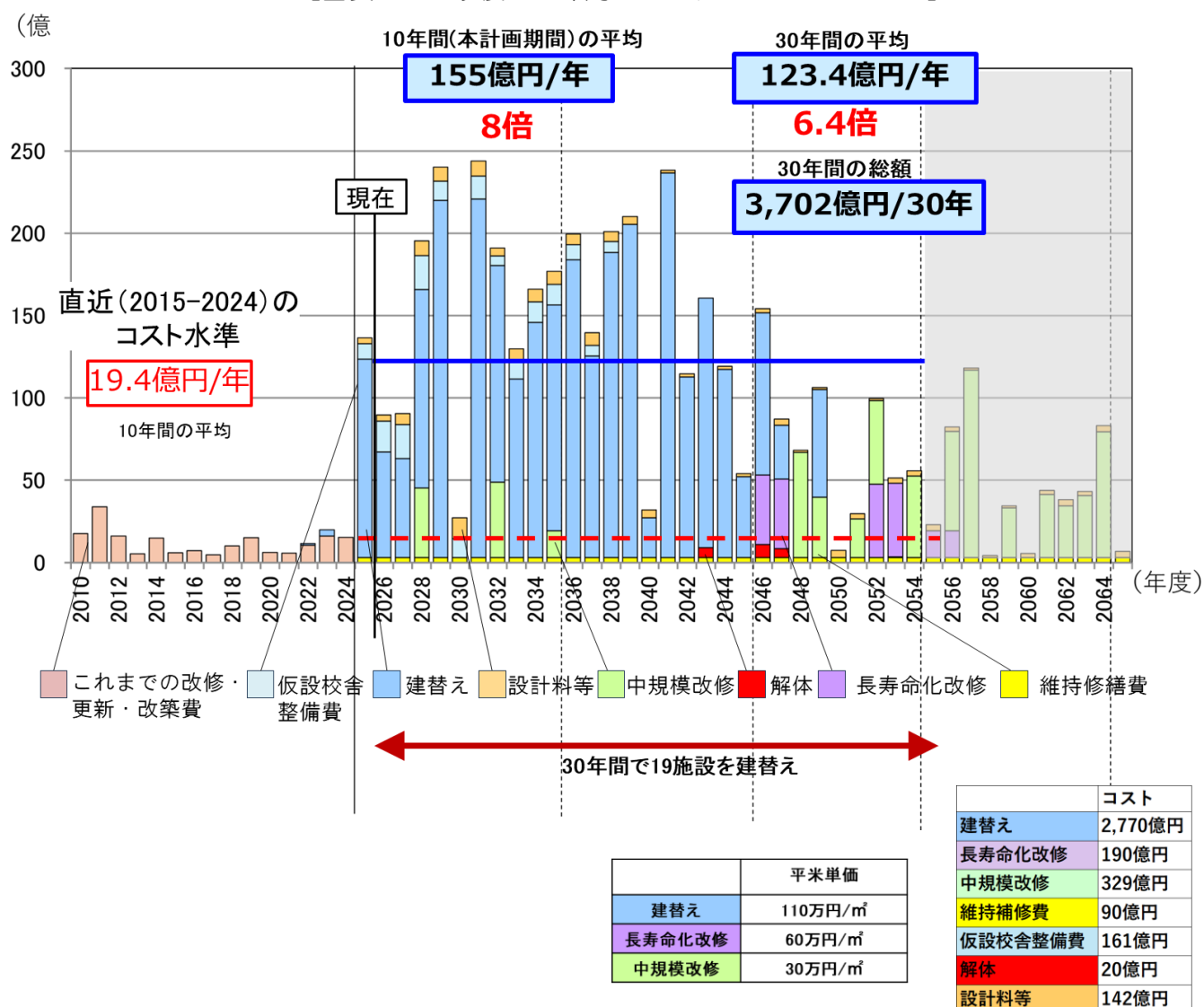
2 改修等の優先順位付けと実施計画

(1) 今後の方向性（長期計画（30年））

建替え時に築 80 年を超えないようにスケジュールを設定し、計画的な整備を進めた場合、10 年間に必要なコストは、長寿命化改修等を適宜実施した場合も含めて、155 億円/年になります。この金額は、これまでの実績の 8 倍にあたります。

しかし、スケジュールを延伸し、各年のコストを抑えると、古い建物の多くは建替えられず、築 80 年以上使用することになります。長期に渡る使用に耐えるために、さらに長寿命化改修が必要になり、直近の年度に築 50 年以上の建物に長寿命化を実施することになり、コストが集中してしまいます。コストのかい離は大きく、今後継続的な老朽化状況の把握により、効率的な維持保全を行い、修繕・改修コストを縮減するなど維持保全面の改善を続けることは必須となりますが、ハード面以外でも改善を図り、コストの縮減や財源の確保を行うことが必要です。

【図表 5-9 今後 30 年間のコストシミュレーション】



さらなる改善

- ・個々の施設の実態に応じた改修内容、改修範囲の設定
- ・管理、運営面を含めた改善による効果
- ・適正規模化・適正配置や施設のさらなる有効活用

横断的な改善検討
により財政負担の
圧縮を目指す

- ・ 今後 10 年に対応する整備について内容を検証し、施設・建物の実態に応じた適切な整備水準を設定するとともに、10 年間の対象以外の学校についても、継続的な劣化状況の把握により、安全を確保しながら効率的な維持管理を行う必要がある。
- ・ 諸室配置の見直しや児童・生徒数の変化に応じた適正規模化、適正配置を検討し、建物の維持管理に要するコストの縮減を図り、各種補助金の適用検討や管理運営、事業手法の見直しなど、幅広い視点による横断的な改善を図ることで計画の実行性を高めていく必要がある。

【図表 5-10 参考資料 公立学校施設整備事業の概要】

出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」より

公立学校施設整備事業の概要

1. 趣 旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（施設費負担法）等に基づき、公立学校建物（公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

2. 主な国庫補助事業・負担（算定）割合

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新 増 築	1 / 2	学校建物（校舎、体育館等）を新しく建設又は増築（教室不足の解消、学校統合）
改 築	1 / 3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
	1 / 2（嵩上げ）	Is値（※）が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
	1 / 2	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転改築
地 震 補 強	1 / 2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性があるもの（Is値0.3～0.7未満）
	2 / 3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）
大規模改造等	1 / 3 （統合改修：1/2）	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を、建て替えずに改修（老朽改修、統合改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策等）
長 寿 命 化 改 良	1 / 3	構造体の劣化対策を要する建築後40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
防 災 機 能 強 化	1 / 3	避難所として必要な、学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震化、避難経路、備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備、等）
武 道 場	1 / 3	中学校に柔道場、剣道場等を整備
太陽光発電等設置	1 / 2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用、風力発電の整備、太陽光パネル既設置校への蓄電池の整備）
そ の 他	1 / 3	屋外環境（グラウンド）、木の教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設、高校の産業教育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修

※Is値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。

Is値0.3未満 大規模な地震（震度6強以上）に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。
Is値0.3～0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。
Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

新 増 築 : 公立学校施設整備費負担金
 新增築以外 : 学校施設環境改善交付金

(2) 直近 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）の中期計画

① 優先順位付けの考え方

効率的に整備を進めるために、学校ごとの劣化状況や老朽化状況に応じて改修・建替えの順番を設定します。まず、各建物について築年数と健全度をもとに点数付けをします。点数が大きいほど、築年が古く劣化が進行していることを示します。屋内運動場・武道場は各棟この点数により優先順位を付けますが、校舎は学校単位で評価するため、校舎の延床面積の加重平均を学校ごとの評価点とします。

【図表 5-11 評価点の計算方法】

計算式

$$\text{評価点} = \frac{\text{各棟の} \left[\left\{ \text{築年数} + \frac{(100 - \text{健全度})}{2} \right\} \times \text{延床面積} \right] \text{の総和}}{\text{各棟の延床面積の総和}}$$

② 校舎・屋内運動場の評価点

上記の優先順位付けの考え方に基づき、学校単位の校舎の点数付けと屋内運動場・武道場の点数付けを行いました。今後、この評価点を考慮しながら建替え・長寿命化改修を順次実施していきます。直近 10 年間に改修の時期を迎えない建物には、引き続き状態に応じて緊急的な部位改修や修繕を行い、安全を確保します。また、整備の実施順は今後の建物の劣化の進行具合や施設の将来的な方向性の検討により、適宜見直し、変更を行っていきます。

【図表 5-12 校舎・屋内運動場の評価点】

分類	校名	対象総面積 (㎡)	最古 築年	当該棟 築年	圧縮 強度	築年 平均	健全度 平均	評価点
①コンクリート圧縮強度 が13.5N/㎡以下 13校	広尾小学校・広尾幼稚園	5,730	1932	1974	13.4	67.3	60.8	86.9
	臨川小学校・臨川幼稚園	5,692	1959	1971	12.8	49.5	57.7	70.6
	代々木中学校	8,495	1961	1972	12.8	53.4	72.2	67.3
	笹塚中学校	7,475	1961	1969	12.7	52.1	71.6	66.3
	鳩森小学校	4,123	1974	1975	10.8	44.8	59.5	65.1
	原宿外苑中学校	5,965	1964	1964	12.7	52.2	78.6	62.9
	千駄谷小学校・千駄谷幼稚園	5,542	1970	1972	11.4	47.4	75.6	59.6
	西原小学校	6,871	1969	1973	12.4	46.3	74.0	59.3
	松濤中学校	7,193	1956	1956	9.1	45.4	78.2	56.3
	猿楽小学校	4,855	1961	1961	10.0	46.4	81.5	55.6
	幡代小学校	6,943	1967	1970	12.1	44.4	80.4	54.2
	中幡小学校	8,022	1967	1967	11.9	40.4	80.3	50.2
	加計塚小学校	6,547	1960	1974	11.3	39.4	85.3	46.7
② 1971年以前築 (帯筋間隔改正前) 8校	長谷戸小学校	5,434	1968	-	-	50.2	51.3	74.6
	上原小学校	4,356	1964	-	-	54.1	73.4	67.4
	神南小学校	6,548	1964	-	-	55.0	80.5	64.7
	広尾中学校	7,884	1960	-	-	51.1	79.7	61.3
	笹塚小学校	5,661	1961	-	-	50.5	79.5	60.8
	鉢山中学校	5,849	1960	-	-	52.3	85.2	59.7
	富谷小学校	6,612	1964	-	-	49.0	84.3	56.9
	神宮前小学校	4,653	1969	-	-	46.7	83.8	54.8
③ 劣化有 3校	山谷幼稚園	434	1973	-	-	46.0	49.8	71.1
	本町幼稚園	417	1972	-	-	47.0	55.1	69.5
	常磐松小学校	5,351	1983	-	-	36.0	67.2	52.4
④ 良好 3校	上原中学校	14,100	2006	-	-	13.0	88.6	18.7
	渋谷本町学園	14,407	2012	-	-	7.0	94.2	9.9
	代々木山谷小学校	5,391	2008	-	-	6.1	92.8	9.7

※本表は、評価点算出時（令和 2 年度時点）のデータに基づき記載しています。

【図表 5-13 屋内運動場の評価点】

分類	校名	対象総面積 (㎡)	築年	圧縮 強度	築年 平均	健全 度 平均	評価点
① 圧縮強度13.5N/㎡以下	鳩森小学校	624	1975	10.8	44.0	63.1	62.5
② 1971年以前築 (帯筋間隔改正前)	神南小学校	608	1964	20.1	55.0	67.8	71.1
	富谷小学校	564	1968	37.1	51.0	84.3	58.9
③ 劣化有	笹塚中学校	1,709	1978	33.7	41.0	59.8	61.1
	代々木中学校	1,541	1977	19.0	42.0	67.8	58.1
	鉢山中学校	1,627	1977	19.5	42.0	75.4	54.3
	原宿外苑中学校	1,531	1975	18.6	44.0	84.3	51.9
	広尾中学校	1,789	1979	26.3	40.0	82.2	48.9
④ 良好	松濤中学校	1,789	1982	—	37.0	84.7	44.7
	幡代小学校	1,781	1994	—	25.0	76.4	36.8
	中幡小学校	3,106	1997	—	22.0	78.0	33.0
	猿楽小学校	885	1996	—	23.0	84.3	30.9
	加計塚小学校	2,130	2000	—	19.0	77.7	30.2
	上原中学校	5,944	2006	—	13.0	82.8	21.6
	渋谷本町学園	4,907	2012	—	7.0	92.8	10.6

※本表は、評価点算出時（令和2年度時点）のデータに基づき記載しています。

③ 10年間（令和3年度～令和12年度）の整備内容

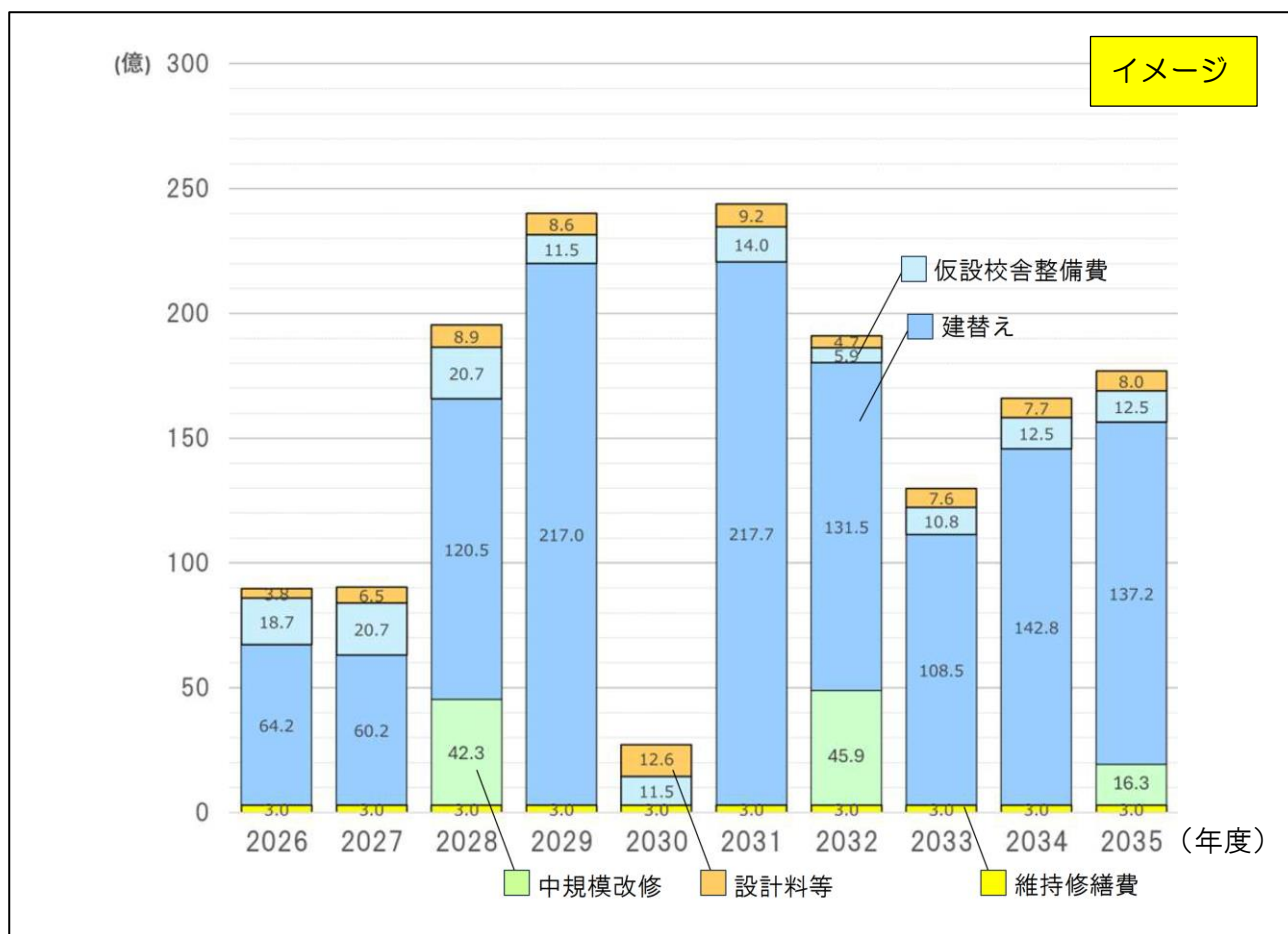
10年間の計画は、①②にある優先順位付けの考え方を踏まえつつ、仮設校舎の整備方針等の各建築指標を勘案し、具体的な整備計画として別途整理、公表します。

令和7年度時点での令和3年度～令和12年度の整備計画は以下としています。

【図表 5-14 10年間（令和3年度～令和12年度）の整備内容】

	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建替え グループ 1	仮設校舎（青山キャンパス）		基本・ 実施設計	仮設校舎建設							
	神南小学校		基本 計画	基本・実施設計			建替え				
	広尾中学校		基本 計画	基本・実施設計			建替え				
	松濤中学校		基本 計画	基本・実施設計			建替え				
	鉢山中学校				基本計画		基本・実施設計			建替え	
	原宿外苑中学校				基本計画		基本・実施設計			建替え	
建替え グループ 2	仮設校舎（広尾小学校敷地）						基本・実施設計			仮設校舎建設	
	臨川小学校（建替え後一部仮設利用）							基本計画		基本・実施設計	
建替え グループ 3	千駄谷小学校（一貫校へ移転後仮設利用）										
	鳩森小学校										基本計画
建替え グループ 4	仮設校舎（西原キャンパス）			基本 実施設計	仮設校舎建設						
	代々木中学校			基本計画	基本・実施設計					建替え	
	幡代小学校							基本計画		基本・実施設計	
建替え グループ 5	仮設校舎（代々木大山公園）						基本計画		基本・実施設計		仮設校舎
	笹塚中学校							基本計画		基本・実施設計	
長寿命化	上原中学校						基本設計	実施設計		中規模改修	

【図表 5-15 今後 10 年間の中期計画（案）】

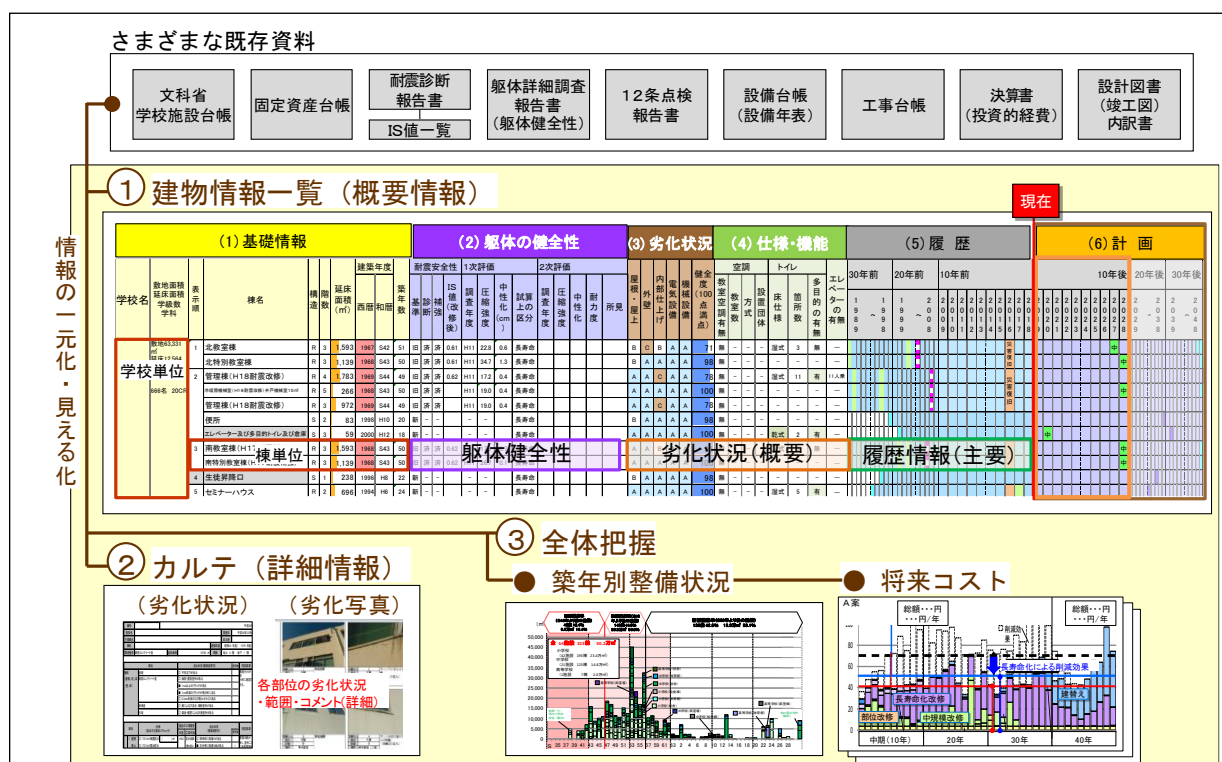


第6章 継続的な施設マネジメント

1 継続的な情報・データの蓄積と一元化

現在ある学校施設の維持管理に関するさまざまな情報を、本計画で作成した「建物情報一覧」に蓄積し、本計画の見直しや学校施設全体のマネジメントに活用してきましたが、今後は、施設情報の把握と共有を高度化するため、FM システムを活用した情報の一元管理を進めます。その際、実施した修繕・改修履歴などの情報や、建築基準法第12条の定期点検とあわせた劣化状況調査結果を更新・集約することで、常に最新の建物情報を確認することができるようにし、変化に応じた柔軟な対応につなげていきます。

【図表 6-1 情報の一元化イメージ（令和2年度時点）】



2 推進体制

本計画は、学校施設を所管する教育委員会が中心となって推進していきますが、全区的な視点から、地域の施設と複合化など、より有効な活用ができるように関連部署と連携・協力して計画を推進します。

3 フォローアップ

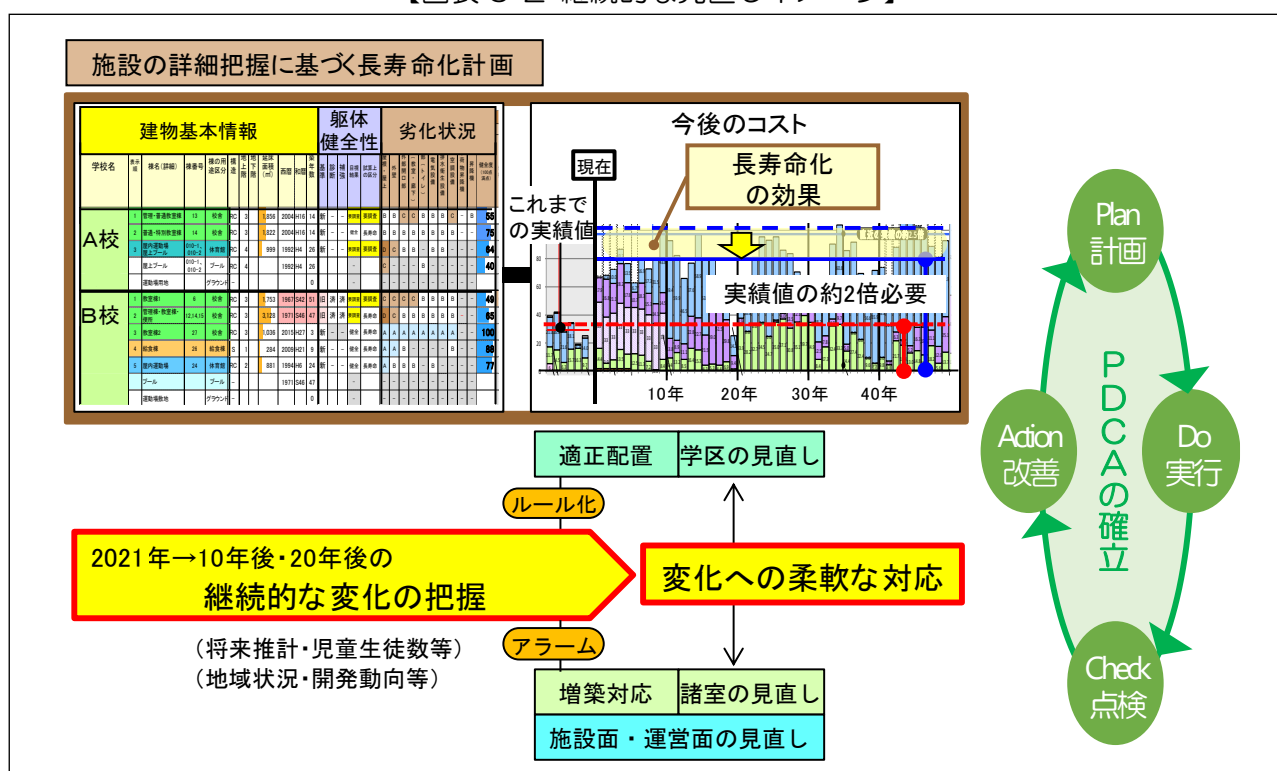
本計画は、学校施設の劣化状況を踏まえ、改修や建替えの優先順位を設定して、標準的な長期の整備費用を算出しました。

学校建替え計画は今後30年の長期にわたる取組になりますが、学校教育を取り巻く環境の変化、児童・生徒数の動向など将来変化を継続的に把握しながら、直近の事業については5年ごとに見直

し・具体化を図ります。さらに、第1期の進捗状況などの検証を行いながら、10年ごとに計画の見直しを図ります。

また、学校施設の目指すべき姿の実現に向けた検討や適正規模・適正配置の取組を推進し、本計画に反映していきます。特に学校施設の目指すべき姿については、避難所機能の一層の強化、インクルーシブ教育や地域との連携に対応した施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入、地域の拠点として学校と地域機能との複合化・共用化など、実際の取組においては複数の所管部署での実施体制となることが求められます。財政負担や他の関連計画の進捗状況も踏まえ、区全体の公共施設マネジメントと連携して進めていきます。

【図表 6-2 継続的な見直しイメージ】



4 整備手法の検討（PPP/PFI等）

今後、学校施設の整備を着実に進めていくにあたっては、限られた人員体制の中で、効率的・効果的に事業を進めていくことや、より一層の財政負担の削減・平準化が求められます。

老朽化対策を着実に進め、児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境の形成に向けた効果的・効率的な整備を図るため、区や地域にある資産の有効活用のほか、民間活力を活用し周辺環境との調和を図った施設整備や、民間事業者の能力・ノウハウや資金を活用するPPP/PFI方式等の新しい事業手法の可能性を検討していきます。

また、施設の維持管理に関しては、学校施設の維持管理水準の向上と継続的な教育環境の確保を目的として、渋谷区内の学校施設を対象とした包括的な一括管理委託を導入していきます。

資 料

1	諮問文	1
2	渋谷区立学校の在り方検討委員会条例	2
3	渋谷区立学校の在り方検討委員会施行規則	4
4	渋谷区立学校の在り方検討委員会委員名簿	5
5	渋谷区立学校の在り方検討委員会審議経過	6
6	答申書	7
7	学校アンケート結果	18
8	渋谷区学校の在り方検討員会での審議	19
9	令和2年度におけるコストシミュレーション	21
10	シミュレーション結果を考慮した中期計画の方向性	26



2 渋谷教政発第 40 号
令和 2 年 6 月 18 日

渋谷区立学校の在り方検討委員会委員長 宛

渋谷区教育委員会

諮 問 書

渋谷区立学校の在り方検討委員会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について、理由を添えて諮問します。

記

1 諮問事項

- 一．学校施設の目指すべき姿（教育諸課題の検討を含む）について
- 二．施設整備の考え方について
- 三．学校施設の長寿命化計画の策定について

2 諮問理由

渋谷区の学校施設は、昭和 40 年代から 50 年代にかけての児童・生徒数の急増時に建設されたものが多数あり、その多くで老朽化が進行している状況である。学校施設においては、老朽化対策はもとより、渋谷区基本構想に掲げる「ダイバーシティとインクルージョン」の理念を踏まえつつ、ICT の活用を含めた多様な学習方法や児童生徒への対応等、これからの時代に適した教育環境を整備していくことが重要である。そして、放課後の児童の貴重な居場所であることのほか、災害時の避難所や地域コミュニティの拠点としての視点も踏まえて、今後の学校施設整備の方向性を検討していく必要がある。

そこで、「学校施設の目指すべき姿」を明らかにするとともに、「施設整備の考え方」を整理し、「学校施設の長寿命化計画」を策定するための検討・審議を求めるものである。

3 検討期間

令和 2 年度中とする。

○渋谷区立学校の在り方検討委員会条例

平成24年10月19日

条例第41号

(設置)

第1条 渋谷区立の小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）に関する課題を検討するため、渋谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、渋谷区立学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 区立学校の適正規模及び適正配置に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他の教育委員会規則で定める者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から委員会が第2条の規定による答申を終える日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員が選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

4 1	渋谷区立学校の在り方検討委員会	委員長	18,000円
		委員	12,000円

(渋谷区公契約条例の一部改正)

3 渋谷区公契約条例（平成24年渋谷区条例第32号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○渋谷区立学校の在り方検討委員会条例施行規則

平成24年10月19日

教規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋谷区立学校の在り方検討委員会条例（平成24年渋谷区条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、渋谷区立学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから渋谷区教育委員会が委嘱又は任命する。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) 区民 | 10人以内 |
| (3) 区職員 | 2人以内 |
| (4) 区立学校の校長会代表又は教職員経験者 | 5人以内 |

(傍聴)

第3条 傍聴人の定員は、原則として傍聴席の範囲内とする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、渋谷区教育委員会傍聴規則（平成14年教育委員会規則第3号）の例による。

(議事録)

第4条 委員長は次に掲げる事項を記載した委員会の議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の顛末
- (5) その他委員会の経過に関する事項

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

渋谷区立学校の在り方検討委員会 委員名簿

	氏 名	選出区分	役 職 等
委員長	秋田 喜代美	学識経験者	東京大学大学院教育研究科長・教育学部長、教授
副委員長	高橋 儀平	学識経験者	東洋大学名誉教授
委員	杉山 芙沙子	学識経験者	一般社団法人 次世代 SMILE 協会 代表理事 渋谷スポーツ共育プラザ&ラボ“すぽっと” 代表
委員	大西 岳之	区民	
委員	鷺頭 和江	区民	
委員	末岡 真理子	区民	
委員	佐藤 夏生	区民	
委員	財津 宜史	区民	
委員	三浦 健人	区民	
委員	加納 一好	校長会代表	幼稚園園長会代表（千駄谷幼稚園長）
委員	鈴木 優子	校長会代表	小学校校長会代表（鳩森小学校長）
委員	山本 茂浩	校長会代表	中学校校長会代表（広尾中学校長）
委員	富井 一慶	区職員	教育振興部長
委員	松本 賢司	区職員	経営企画部長

※在任期間は全て、令和２年６月１８日～令和３年３月３１日

渋谷区立学校の在り方検討委員会 審議経過

	開催日	主な審議事項
第1回	令和2年6月18日（木）	・委嘱状交付 ・教育長挨拶 ・委員長、副委員長選出 ・諮問 ・委員会の運営について ・区立学校の現状について ・今後の会議の進め方について
第2回	令和2年7月28日（火）	・学校施設の目指すべき姿について
第3回	令和2年9月16日（水）	・学校施設の適正規模・適正配置について
第4回	令和2年10月16日（金）	・第2回、第3回の意見の整理 ・学校施設の目指すべき姿について
第5回	令和2年11月12日（木）	・学校施設の目指すべき姿について ・渋谷区学校施設長寿命化計画素案について
第6回	令和3年2月5日（金）	・パブリックコメント実施結果について ・答申案について



令和3年3月1日

渋谷区教育委員会
教育長 豊岡 弘敏 様

渋谷区立学校の在り方検討委員会
委員長 秋田 喜代美

答 申 書

令和2年6月18日付け2渋谷教政発第40号の諮問事項について、次のとおり答申します。

記

1 渋谷区立学校の在り方検討委員会の総合的見地

これまで当委員会において審議されてきた「渋谷区学校施設長寿命化計画」は、渋谷区立の学校施設の老朽化が進む中、教育委員会が所管する小・中学校及び幼稚園施設について、現状の把握・分析に基づき、老朽化対策はもとより、渋谷区基本構想に掲げる「ダイバーシティとインクルージョン」の理念を踏まえつつ、ICTの活用を含めた多様な学習方法や児童・生徒の発展的な学びの保障への対応等、これからの時代に適した教育環境を整備していくための基本的な考え方が記されています。さらに、その内容には、「学校施設の目指すべき姿」など、当委員会において、これからの新しい時代を意識し、ハード面のみならずソフト面も含めて先見的な視野から多角的に審議されたものを集約しています。

これを踏まえ、当委員会としては、今後、教育委員会において学校施設長寿命化計画を策定及び推進するに当たり、留意すべき事項として以下の点について取り組まれることを望みます。

2 学校施設長寿命化計画の策定及び推進に当たっての留意事項

(1) 未来を見据えた学校づくり

学校は、児童・生徒と教職員が日々生活する場所であるだけでなく、その学びを見守り、育てる大切な場所です。さらに、地域の人たちの活動が加わることで、より深い学びとなり、社会へと広げていくことが可能となります。

学校における未来を見据えた学びを実現するためには、学校施設や学習空間そのものを変える必要があり、ハードとソフトがそろって初めて本当の学びが実現するものです。当委員会では、そうした視点のもと、学校施設の目指すべき姿を審議しており、今後、教育委員会においても、これを念頭に置き、その具現化に向けた研究・検討を進めることを期待します。

(2) ポストコロナとその先を見据えた学校の在り方

新型コロナウイルス感染症の拡大は、まさに当委員会の審議期間と並行しており、社会の仕組みや価値観が大きく変わる中、当委員会での審議内容は、ポストコロナとその先を見据えた学校づくりに対応したものとなっています。

これまで当委員会で審議されてきた、従来の同質的・画一的な教室環境を見直し、学習空間や生活空間にゆとりを持たせ、可変的な空間で学びの場を構成するという考えは、「ニューノーマル」への対応はもとより、新しい時代の学びを支える環境整備となるものです。

また、これからの新しい時代において、学校での学びを継続するためには、オンライン環境を強化し、デジタル空間とフィジカル空間を融合させた新たな学びの構築も必要です。フィジカル空間でしかできない学びを追求しつつ、多様な学び方を支援していくため、これからの技術革新の進展を見据えた新しい時代の学校施設を整備する必要があります。

教育委員会においては、これまでの常識が大きく変化する中、長きにわたり固定化されてきた学びの概念を見直し、デジタルとフィジカルの双方を効果的に組み合わせたり、融合させたりするなど、如何なる事態が起きても柔軟に対応できるような学びとそれを支える学習空間を目指していく必要があります。

(3) 学校におけるバリアフリーの推進

学校施設においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正及び文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂を踏まえ、障がい等の有無にかかわらず、誰もが利用しやすいように整備するとともに、災害時に避難所として使用される場合に、配慮が必要な高齢者や障がい者等が利用することを想定して整備を進めていくことが必要です。

例えば、避難所として使用される屋内運動場等から車椅子利用者用トイレに円滑にアクセスできるよう、車椅子利用者用トイレや経路を適切に整備する必要があります。また、建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要です。

さらに、新学習指導要領に基づき、学校で心のバリアフリー教育が実施されることを契機に、誰もが子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう効果的に推進する必要があります。

(4) 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備と適正規模

当委員会での学校の適正規模・適正配置に関する審議では、少人数によるきめ細かな指導体制・環境整備について、今後の国等の動向を踏まえた検討が必要であるとしてきました。これに関して、令和2年12月に、国から計画的な整備の考えについて方向性が示されており、学校施設長寿命化計画においても、国の方向性を踏まえた計画とする必要があります。

また、適正規模等については、当委員会の審議においても、小規模校・大規模校それぞれにメリット・デメリットがあるものの、学校の教育環境は、様々な条件により総合的に整えられるものとしています。学校の規模及び適正化を図ることは、子供の成長にとって望ましい教育環境を構成する重要な要件であること、また、学校規模や配置などの物理的側面が、子供同士の人間関係、学校としての教育指導や学校運営に様々な影響を与えることから、子供たちが一体感のある充実した集団生活を展開し、豊かな学校生活を送るためには、様々な観点からより望ましい学校規模を検討していく必要があります。

このため、教育委員会においては、引き続き、今後の国等の動向を踏まえながら、子供の教育環境の改善を中心に据えた適正規模・適正配置の検討を進めていくことが重要です。

<少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について>

■ 学級編成の標準の計画的な引き下げ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校 (40人→35人)	小2	小3	小4	小5	小6

(文部科学省資料より抜粋)

(5) 学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化

学校施設と他の公共施設等との複合化は、各公共施設を単独で整備する場合よりも高機能で多機能なものとしたり、児童・生徒を含めた地域住民同士の交流の機会を創出したりするものとなり得るものです。

また、学校施設との併設という特徴を生かすことで、児童・生徒の多様な学習形態や体験活動を可能にし、学校生活を通して課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習、いわゆる「アクティブラーニング」など、学びを深く豊かにすることを促す施設環境づくりの一つの手法としても期待されます。

さらに、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを通して、地域のコミュニティの形成にも寄与するほか、様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校運営への支援が行われることなども期待できます。

こうしたことから、今後、教育委員会において他の公共施設との複合化を検討するに当たっては、単なる施設の合築ではなく、地域特性を踏まえながら、学校の特色づくりや地域との連携等による教育上の効果が期待でき、学校本来の機能と地域コミュニティの充実との相乗効果による新たな価値が創出されることを目指した検討を進めていく必要があります。

(6) 学校施設長寿命化計画の推進

学校施設長寿命化計画の確実な推進に当たっては、推進体制の構築と将来のコスト負担を縮減するための創意工夫が求められます。

学校施設を含む公共施設については、今後、人口減少や少子高齢化等による利用需要の変化等に対応するために、区内全体の施設の状況を把握し、長期的な視点から公共施設の更新・統合・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化、最適な配置を実現していくことが求められると認識しています。

こうした背景からも、将来を見据えた学校施設の実現に向けて、教育委員会と区長部局の関係所管が連携・調整を図り、知恵を出し合い、新たな学びのビジョンを共有しながら、計画を着実に進めていくことが重要です。

また、新しい学びのための施設は、貴教育委員会がこれまで経験したことのないものとも考えられます。このため、外部専門家等の経験や、新しい施設に対する豊かな発想と知識、課題への対応力などを積極的に活用することも有効であると考えられます。

一方、将来のコスト負担に関しては、学校施設長寿命化計画のとおり、今後、改築・大規模改修のための多額の財政的な支出が見込まれ、渋谷区においても、大きな財政負担となることが予測されます。老朽化した学校施設の計画的な改築・長寿命化改修を確実なものとするためには、区長部局とも連携しながら、多様な整備手法を検討し、将来の負担コスト縮減を図る必要があります。

このことから、例えば、区や地域にある資産の有効活用のほか、民間活力を活用し周辺環境との調和を図った施設整備や、民間事業者の能力・ノウハウや資金を活用した新しい事業手法等も検討しつつ、学校施設の老朽化対策の着実な推進のため、児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境の形成に向けた効果的・効率的な整備を進めることが望まれます。

3 答申書別紙

別紙1 学校施設の目指すべき姿について

別紙2 施設整備の考え方について

学校施設の目指すべき姿（別紙1）

学校施設は、教育活動を行うための基本的かつ重要な要素の一つであり、児童・生徒のより豊かで発展的な学びを保障していくためには、充実した施設環境を確保していくことが求められます。

同時に、学校施設は、地域住民等の多くの人々が関わる施設です。渋谷区基本構想では、未来像を「ちがいをちからに変える街。渋谷区」としており、多様性をエネルギーに変えていくダイバーシティ&インクルージョンが掲げられています。人種、性別、年齢、障がい、様々なちがいは未来を動かす力となります。人権に配慮し、子供だけでなく、学校に集う人々の尊厳を守る学校づくりも求められるなど、時代の変化に応じた整備を実施していく必要があります。

一方、当区の学校施設は、1960年代から1970年代にかけての児童・生徒数の急増時に建設されたものが多数あり、その施設の約75%が建築後30年以上を経た現在、建物内外部や設備配管機器等の老朽化が進んでおり、これらへの対応が求められています。

さらに、当区の児童・生徒数が2025年をピークに減少に転じる予測であることを勘案し、学校環境の整備を実施する必要があります。このような中で、当区では、施設の安全性の確保を第一とし、さらに、時代の要求に応じて、学習環境や生活環境の向上、地域との連携・協働等も見据えながら、学校施設づくりを進めていきます。このため、下記のとおり「学校施設の目指すべき姿」を掲げ、今後の環境整備に取り組んでいきます。

1 安全性の確保

（1）建築物としての性能向上

- 学校施設は、児童・生徒や教職員が使用するだけでなく、地域の拠点として多くの人が集う場です。このため、事故や事件等が発生することのない、安全・安心な環境を整えることが不可欠であり、施設・設備の老朽化対策はもとより、安全性及び機能の確保・強化に取り組み、安全・安心な学校施設を目指します。
- 安全性の確保として、構造体の耐震化だけでなく、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの工作物を含め、学校施設全体の安全性を高めていくことは引き続き重要であり、このため老朽化対策や維持管理をしっかりと行っていくことが重要です。

また、児童・生徒や地域住民等の多様な人々が利用することを踏まえ、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能（ID管理、人的配置等）の確保、地域等に開放するエリアを明確に区分した計画にするなどの配慮も重要です。

（2）防災拠点としての機能強化

- 学校施設は、災害時における地域の避難所として重要な役割を担っており、その役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要です。トイレや備蓄倉庫、情報通信設備、電力等の確保を図るとともに、災害時には地域住民にも開放することも想定し、避難所機能を前提としたレイアウトやセキュリティの確保、人権への配慮についても考慮することが重要です。また、障がい者に配慮したトイレやエレベーターの設置等、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが必要です。

例えば、避難所として使用される屋内運動場等から車椅子利用者用トイレに円滑にアクセスできるよう、車椅子利用者用トイレや経路を適切に整備したり、建物内部だけでなく、建物間

や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことも重要です。

2 学習・生活環境の向上

(1) 学校施設の多様性を踏まえた機能性・利便性の向上

- 放課後も含めて、児童・生徒の生活の場である学校施設には、特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても、安心かつ快適な環境であることが求められます。生活様式の変化や社会の多様性を踏まえ、また、ICTの活用も図りながら、機能性や利便性を高めることが重要です。

(2) インクルーシブ教育の推進

- インクルーシブ教育の推進に向けて、施設のバリアフリー化や誰もが使いやすいユニバーサルデザインの採用等を一層進めていく必要があります。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正及び文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂を踏まえ、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすいように整備するとともに、子供たちが一緒に学んでいくために教室配置等の動線を工夫し、児童・生徒が円滑に移動できるだけでなく、自然に交流が生まれる計画とすることが重要です。

また、新学習指導要領に基づき、小・中学校で心のバリアフリー教育が実施されることを契機に、誰もが子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう推進する必要があります。

(3) 主体的・対話的で深い学びを支援する学習空間

- これからの子供たちは、未来を予測することが困難な社会を生き抜いていく必要があります。そのために、基礎基本となる知識の定着を図り、知識の応用力、活用力を育むとともに、発達段階に応じて自ら学び成長し続け、他者と協力して新たな価値観を創造し、自律的に自分の未来を切り開いて生きていくための力を育む教育が必要です。

今後の施設整備に当たっては、こうした学びに対応できる学習環境の整備が求められています。例えば、フリースペースやラーニングスペースなど、個人や協働で、主体的かつ自由に、自ら学び、考え、判断したことをかたちにすることや、課題発見・調べ学習、グループワーク等の多様な学習スタイルに対応できる学習空間、子供同士の触れ合いやコミュニケーションが活発となる生活空間を検討することも重要です。

- 子供たちの学びが学校の中から外へと広がるよう、世代を超えた地域の人や企業等が、子供たちと協働し共創するための、学校外にも開かれたオープンスペース等の空間づくりも必要です。協働・共創体験の積み重ねは、学びの領域が学校外にも広がり、子供たちのクリエイティビティの向上にもつながることが期待できます。

(4) 変化に対応できる施設整備

- これらの空間づくりにおいては、従来の同質的・画一的な教室では不十分であり、これからは、様々な学びのスタイルに柔軟に対応できる可変性の高い空間が必要です。従来の教室環境を見直し、学習空間や生活空間にゆとりを持たせ、可変的な空間で学びの場を構成することは、「ニューノーマル」への対応はもとより、新しい時代の学びを支える環境整備となるものです。

さらに、中長期的な視点から可変性の高い空間をつくることは、将来的な少子化や新たな学びが導入された場合等にも対応しやすくなります。

このため、当初の設計の段階から、短期、中期、長期のそれぞれの期間に応じた施設整備のフレキシビリティを考慮した計画とすることが重要です。

(5) 教職員の働く場としての機能向上

- 学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもあります。

多様な学びを支える教職員の執務空間についても、教職員間の情報共有や探究の場として有機的に機能し、チームとして児童・生徒を支援できる環境を整備することが必要です。教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができる執務環境を確保することが重要です。これらにより、教職員の負担軽減と働き方を変革していくことが求められます。

(6) 学校の特色づくり

- 学校施設のハード面の機能向上等と合わせて、ソフト面での取組も重要です。学校の教育環境は、様々な要素により総合的に整えられるものであり、未来の子供たちにハード・ソフトの両面からより良い教育環境を検討する必要があります。

AIをはじめとする先端技術の急速な進歩やグローバル化の一層の進展を踏まえると、ICT教育と外国語教育は、区立学校のスタンダードとして構築することが重要です。その上で、地域特性や「渋谷区まちづくりマスタープラン」等を踏まえながら、産官学民の地域二極化資源をも活かした特色づくりを積極的に進める必要があります。併せて、子供たちが主体的に、「学校らしさ」を作っていくことも、学校の特色・個性につながります。

当区の特色でもあるICT教育に関しては、様々な分野の学び方に対応したICT利活用を進めるとともに、教職員の人材育成はもとより、子供たちがICTを活用して、自発的に探究し、自ら先導的に学びの場を形成していくことも大切です。

3 地域とともにある学校施設づくり

(1) 多様な人材の参画による開かれた学校運営の推進

- 児童・生徒の豊かな学びや成長のためには、学校だけでなくコミュニティスクール等の地域の参画を得た上で、学校と地域が一体となって教育を推進していくことが重要です。学校は地域のシンボルであり、家庭や地域の関係者の協働・支援により運営されることで、地域との交流が強まっていきます。このため、多様な人材等による学校運営への参画のための執務スペース等の確保や、地域の活動の拠点となるようなスペースを確保することが重要です。
- これまで学校教育は、学校施設の中での学びを中心としてきましたが、これからは、地域や社会の人との交流や協働の中で、現実社会での課題と向き合いながら、探究的な学びを実践していく「拡張された学校づくり」が重要になってきます。このため、学校自身が意識改革を図り、一層、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、施設整備の面からは、児童・生徒が容易に外の社会との関係を構築できる空間づくりが求められます。

(2) 区民施設との複合化、共用化

- 学校施設については、単に教育施設としての機能を追求するばかりでなく、地域の拠点としてコミュニティの創出につながるシンボリックな存在として捉える必要があります。さらに、多様な人々の利用を前提としたユニバーサルデザインや、避難所としての機能にも配慮すべきです。

- 学校施設に地域の公共施設の機能を併せて整備することで、施設の高機能化とともに公共資産の最適化を図ることができます。例えば、学校施設の整備と一体的に、図書館やホール、スタジオ等を地域の施設として高機能化して整備し、あるいは学校に標準的に整備されているプールや運動場を地域に開かれた区民施設として整備し、学校と地域が共用することも考えられます。

また、学校施設と他の公共施設等との複合化は、児童・生徒を含めた地域住民同士の交流の機会を創出したり、学校施設との併設という特徴を生かすことで、児童・生徒の多様な学習形態や体験活動を可能にし、学校生活を通して課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習、いわゆる「アクティブラーニング」など、学びを深く豊かにすることを促す施設環境づくりの一つの手法としても期待されます。

さらに、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承などを通して、地域のコミュニティの形成にも寄与するほか、様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校運営への支援が行われることなども期待できます。

このように、学校施設を含めた公共施設を地域の施設として活用することで、整備費用の縮減や利用率の向上のほか、地域との連携による教育上の効果、施設管理の教職員の負担軽減、維持管理コストの縮減等も期待できます。

なお、学校施設を地域で利用する場合は、開放エリアをゾーニングし、教育・地域それぞれで活用するエリアを明確に区分するなどの防犯上の配慮が必要です。

- 区民施設との複合化に当たっては、単に施設を合築するのではなく、地域特性を踏まえつつ、学校の特色づくりや地域との連携による教育上の効果が図られることが望ましく、学校本来の機能と地域コミュニティの充実とが、相乗効果により新たな価値を創出していくことが大切です。

(3) 地域資源の更なる活用

- 学校を取り巻く地域資源として、産官学民との連携も重要です。区内には、多種多様な企業等が集積しており、これらの地域資源を最大限活かしながら、継続的に学校の教育的ニーズを解決又は補完するような関係づくりも重要です。

4 今後の教育・学校の在り方

「選ばれる、選んで良かった渋谷区立」となるために

- 教育環境は、学校施設のみならず教育の本質を含めて、ハードとソフトの双方からより良い環境を整える必要があります。時代とともに変化する多様な学びのスタイルに、学校は対応しなくてはなりません。

これからの新しい時代において、学校での学びを継続し、子供の豊かな学びや成長のためには、オンライン環境を強化し、デジタル空間とフィジカル空間を融合させた新たな学びの構築や、オンライン環境等を一層活用しながら、周囲の学校・企業等と連携した学習活動や部活動等も考えられます。フィジカル空間でしかできない学びを追求しつつ、多様な学び方を支援していくため、これからの技術革新の進展を見据えた新しい時代の学校施設を整備する必要があります。

これまでの常識が大きく変化する中、長きにわたり固定化されてきた学びの概念を見直し、如何なる事態が起きても柔軟に対応できるような学びと、それを支える教育環境を目指してい

く必要があります。

渋谷区の未来像である「ちがいをちからに変える街。渋谷区」の実現に向けて、ダイバーシティ&インクルージョンの理念のもと、区立学校・幼稚園が一体となり、多様な方策を展開しながら、「選ばれる、選んで良かった渋谷区立」となることを目指します。

施設整備の考え方（別紙２）

学校施設の置かれている実態を踏まえつつ、「学校施設の目指すべき姿」を見据えた整備を進めていくに当たり、より効率的で効果的な施設整備を実施していくため、以下の考え方を基本的な方針として設定します。

（１）基本的な整備水準の確保

原則として、すべての児童・生徒が、時代の趨勢にあった環境で等しく教育を受けることができるよう、基本的な整備水準を確保して、学校施設の整備を実施します。

（２）施設の老朽化対策・安全性の確保

施設・設備の老朽化対策や安全性確保を最優先に考えます。

施設の老朽化への対応について、「改築」と「長寿命化」を併用し、統合の見通し等に留意しながら適切な時期に適切な内容の保全や老朽化対策等を実施します。

（３）多様なニーズへの対応

「学校施設の目指すべき姿」の実現に向けた整備には多額の費用を要し、すべてを一斉に実施することは困難であるため、「優先度」や「整備のタイミング」の検討が必要です。

これからの時代に適した学校施設環境を整えるため、費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等をふまえながら、多様なニーズに対応するための施設整備の検討を進めていく必要があります。

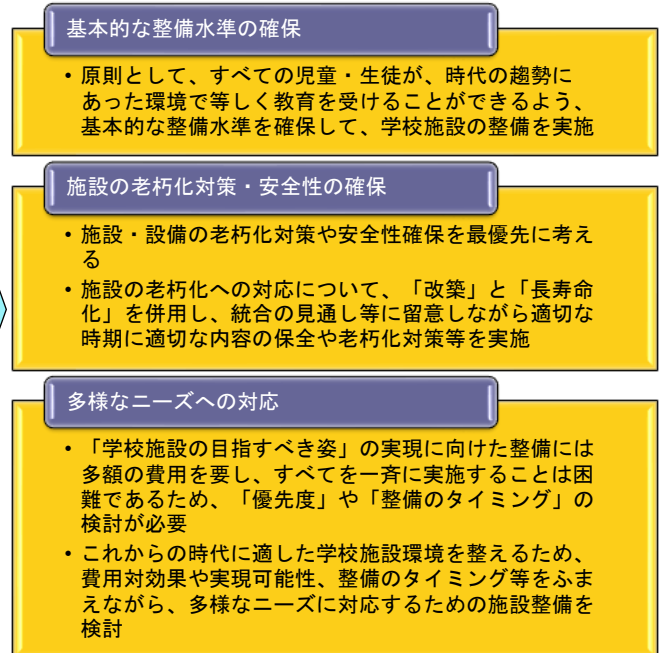
「施設整備の考え方」を図示すると、図のようになります。

【図表 資 1 施設整備の考え方】

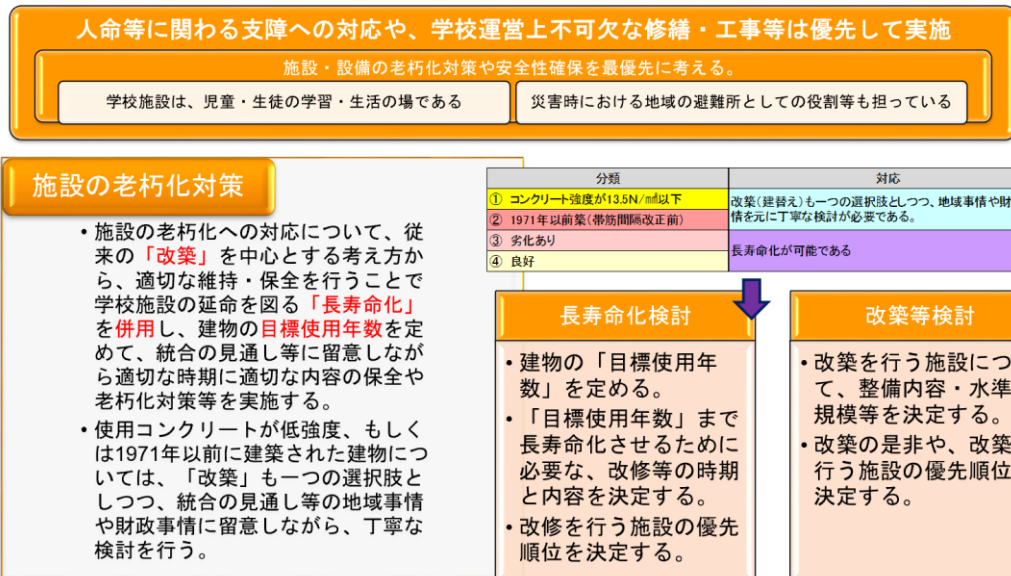
学校施設の目指すべき姿



施設整備の考え方

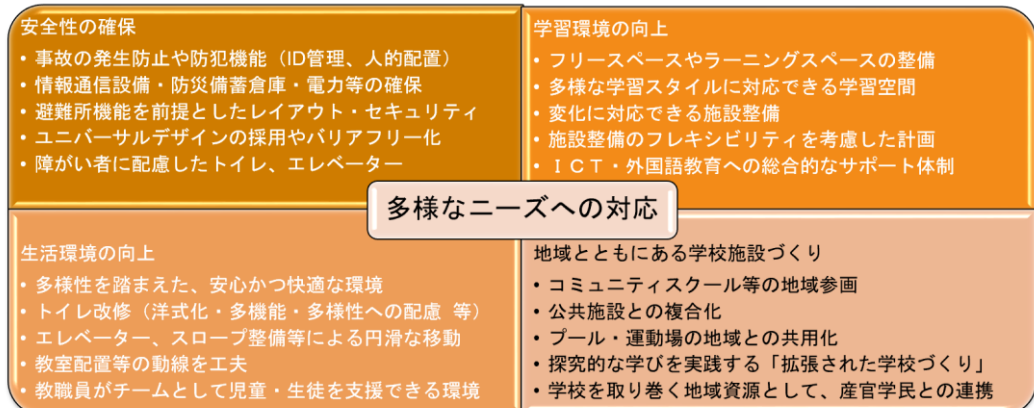


施設の老朽化対策・安全性の確保



これからの時代に適した学校施設環境を整えるため、費用対効果や実現可能性、整備のタイミング等を踏まえながら、多様なニーズに対応するための施設整備を検討を進めていく必要があります。

多様なニーズへの対応



学校アンケート結果

目指すべき学校施設像を検討するための一環として、各小・中学校の学校長に対して、今後推進したい施策と施策を達成するために求められる場所等について、アンケート調査を実施しました。今後推進したい施策としては、地域との連携や ICT の活用、特色ある教育の推進、特別支援教育の充実、放課後の子供たちの居場所づくり、教員の働き方等があげられました。

【図表 資 2 学校アンケート結果（まとめ）】

推進したい施策	施策を達成するための場所等
地域との連携、コミュニティスクール活動の推進	地域の方との面談できる場所の確保(会議室等)、コミュニティルームの設置、ファシリテータ等の常駐、地域学校協働本部の設置
地域人材の活用、外部の学校・企業・団体との連携	地域人材を活用した事業実施場所の確保(和室・防音設備等)、バリアフリー等の整備、老朽化対応
地域との共生、地域に開かれた学校	学校図書館機能の強化・地域図書館との統合、学習センターと読書センターを機能分離し読書センターを地域開放 開放型屋内温水プールの設置 その他地域公共施設の併設
読書活動の推進	区内小・中学校で規格統一した図書管理システムの導入、バーコード化
ICTの活用、情報活用教育の推進	外部団体等との連携、タブレットの性能向上、タブレット端末へのアプリ導入、プログラミング教育用スペースの確保
理数教育、英語教育等の推進	対応設備・室の設置、習熟度別少人数指導等のためのスペースの確保、飼育・展示スペース、簡易プラネタリウム、大学との連携
自然体験	ビオトープ・水田・花壇の設置、老木の植え替え、校庭の芝生維持
特別支援教育、インクルーシブ教育の充実	特別支援スペースの確保、常時稼働可能な室・スタッフの確保
渋谷シティプライドの育成	校歴室の設置
防災機能の充実	避難所機能の充実、外部からの避難動線の確保、備蓄倉庫の確保、要介護者・ペット受入れ可能な施設
放課後の子供たちの居場所づくり	放課後クラブ活動の場所の確保、地域の方の協力を得ながら放課後居場所づくり、生徒間の交流サロンの設置
豊かな心の醸成等	カウンセリング用スペース、学年集会等に利用可能なスペース確保
教員の働き方	教師の休憩室・更衣室の確保、学習支援員・介助員の人材・予算確保

渋谷区立学校の在り方検討委員会での審議

2020（令和2）年6月に設置された渋谷区立学校の在り方検討委員会では、学校施設の目指すべき姿について、主に二つのポイントについて議論が成され、基本的な方向性としては、①安全性の確保、②学習環境・生活環境の向上、③地域とともにある学校施設づくり、④今後の教育・学校の在り方の4点に集約されました。

【図表 資3 渋谷区立学校の在り方検討委員会資料より抜粋】

ポイント1 学校施設の機能維持・機能向上

（1）安全性の確保・生活環境の維持・向上

学校は、児童・生徒が一日の大半の時間を過ごす学習・生活の場であるため、安全・安心かつ快適な施設環境を確保することが必要です。放課後での活動も含めて、児童・生徒が毎日行きたくなる魅力ある学校であるよう、安全性や快適性に配慮する必要があります。また、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが学校施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の検討も必要です。

視点

◆施設整備の優先順位について

1. 落下した場合、危険な外壁改修
2. 老朽化したエアコンの更新
3. 大規模改造（屋上防水、配管類更新、床材改修、給食室改修等）の計画的な実施

（2）避難所としての防災機能の確保

学校は、児童・生徒の教育施設であるだけでなく、地域の防災拠点や避難所としての役割も果たします。子供から高齢者まで、災害時に避難する場所としての視点から、他自治体の事例等を参考に検討します。

（3）時代のニーズに応えた教育環境

（これからの小・中学校において充実すべき施設機能）

老朽化対策はもとより、渋谷区基本構想に掲げる「ダイバーシティとインクルージョン」の理念を踏まえつつ、ICTの活用を含めた多様な学習方法や児童・生徒への対応等、これからの時代に適した教育環境について検討します。

視点

1. 「ダイバーシティとインクルージョン」（バリアフリー・ユニバーサルデザイン等）
2. ICTを活用できる施設整備
3. 教職員の働く場としての機能向上
4. 地域との連携・協働の促進、コミュニティスクール
5. 変化に対応できる施設整備（学校施設を長く使いこなすための施設整備）

ポイント 2 地域の拠点としての学校施設づくり

公共施設との複合化、プールや図書館などの共用・集約化等

学校は、生涯スポーツ等の場としての役割も果たします。地域コミュニティの拠点としての視点から、他自治体の複合施設の事案を参考に検討します。

視点

1. 長期的視点から、公共施設の更新・統合・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化と最適な配置が必要。
2. 複合化に当たっては、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる必要がある。
3. 多様な人々の利用に応じた防犯・安全機能の確保に十分配慮することが重要。
4. 複合施設の場合、各施設間の相互利用や共同利用が進められるため、施設管理の組織や運営方法に適した機能や配置の検討が必要。
5. 子供や地域住民が学ぶ環境として、地域が育んできた歴史や文化、社会へ配慮することも重要。
6. 【都市部ならではの検討事項】人口急増地域への対応、建替えの土地の制限

令和 2 年度における長期的なコストシミュレーション

学校施設の方向性を検討するために、以下 3 案のコストシミュレーションを実施しました。

※概算算出上の単価および各概算金額、計画起算年は、計画当時（令和 2 年度）による。

各シミュレーション共通の考え方

【試算条件】

- ・コンクリート圧縮強度が 13.5N/mm²より大きい建物は、築 40 年で長寿命化改修し、築 80 年で建替える。
- ・コンクリート圧縮強度 13.5N/mm²以下の建物は築 50 年で建替える。既に築 50 年を過ぎている場合は 5 年以内に建替える。
- ・m²単価に現在の面積を乗じる。建替えは現在と同面積で建替えるものとする。

サイクル

単価の考え方

改修サイクル
・改修、建替えから20年周期

中規模改修 長寿命化改修 中規模改修 建替え

		校舎	体育館	工期
①	建替え	40万円	40万円	3年
②	長寿命化改修	20万円	20万円	3年
③	中規模改修	10万円	10万円	1年以内

※消費税・設計費・解体費込み。仮設校舎・校庭整備費は別途計上

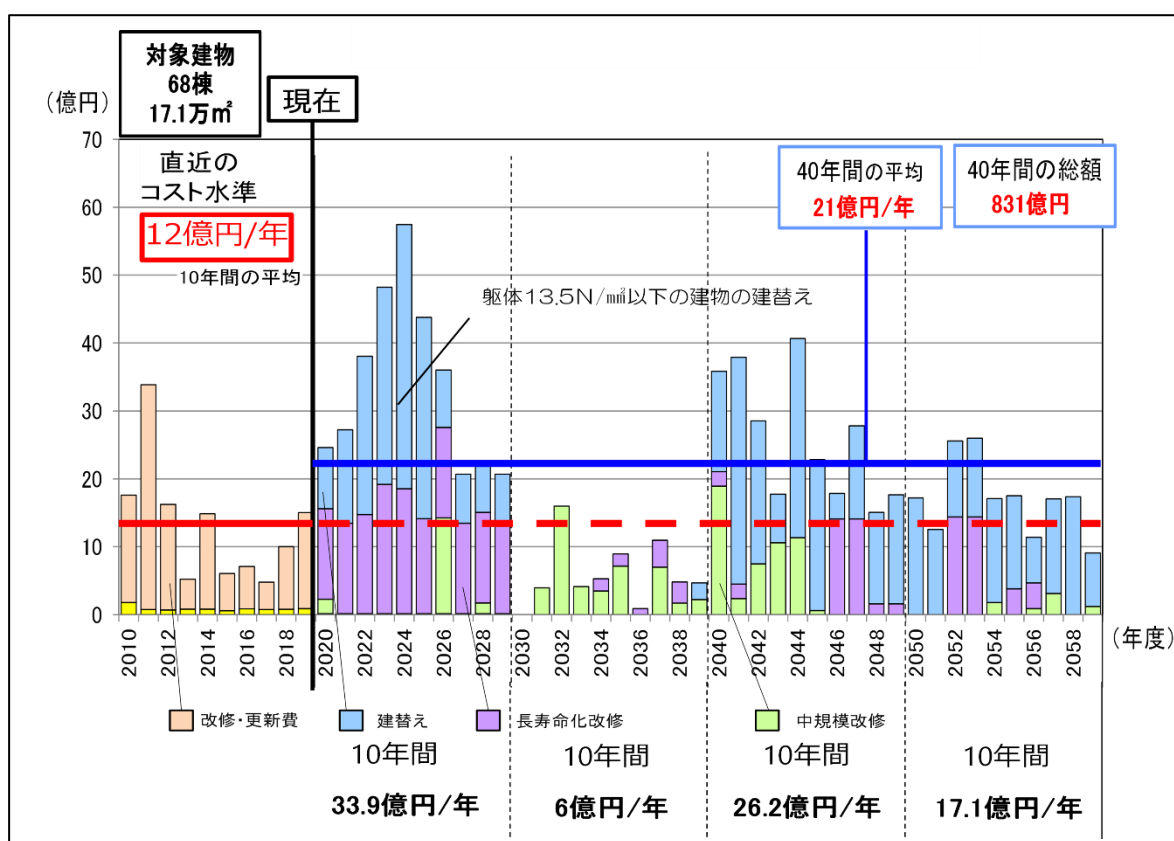
案1 棟ごとに建替え・長寿命化を使い分ける場合

【概要】

長寿命化に適していない棟（圧縮強度 13.5N/mm²以下の建物）を建替えとし、その他の建築物

については、築 80 年までの長寿命化を行う前提で、コストシミュレーションを実施

【図表 資 4 現在と面積を変えず、長寿命化を図る場合のコストシミュレーション】



直近の修繕・改修実績額は 5.6 億円/年、新築費を含めると 12 億円/年となっていることに対し、今後 40 年間の維持更新コストは長寿命化を実施した場合、平均 21 億円/年となり、過去の改修実績額の 1.8 倍となります。

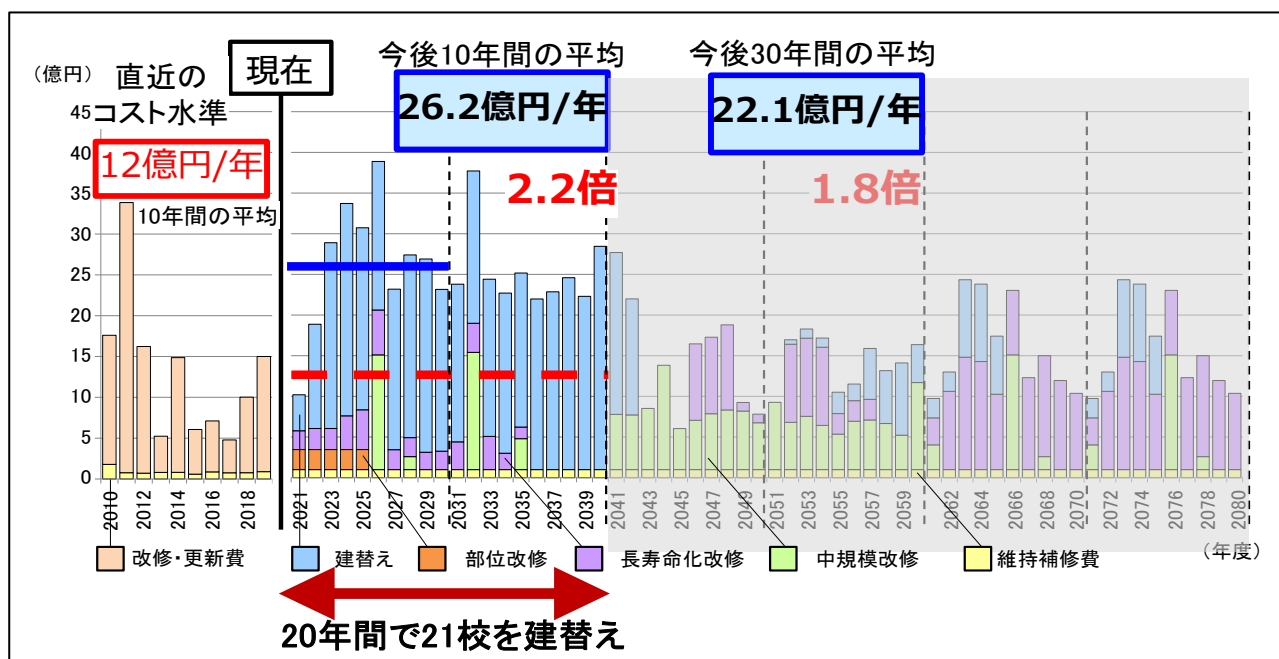
案2 今後20年間で建て替え対象のすべての学校に着手する場合

【概要】

コンクリート圧縮強度が低い、長寿命化に適していない可能性のある棟を有する学校については基本的に建替えとし、その他の学校については築80年までの長寿命化を行う前提でコストシミュレーションを実施。

今後20年間で建替え対象のすべての学校に着手する。

【図表 資5 今後20年間で建替え対象のすべての学校に着手する場合】



コンクリート圧縮強度が低い、長寿命化に適していない可能性のある棟を有する学校については基本的に建替えとし、その他の学校については築80年までの長寿命化を行う前提で計算したところ、今後20年間で建替え対象のすべての学校に着手する場合、直近にコストが集中し、これまでの修繕・改修実績の2.2倍もの額が必要になることが分かりました。コストの平準化を図るためには、工事の優先順位を定め、年ごとの工事件数を制限する必要があります。

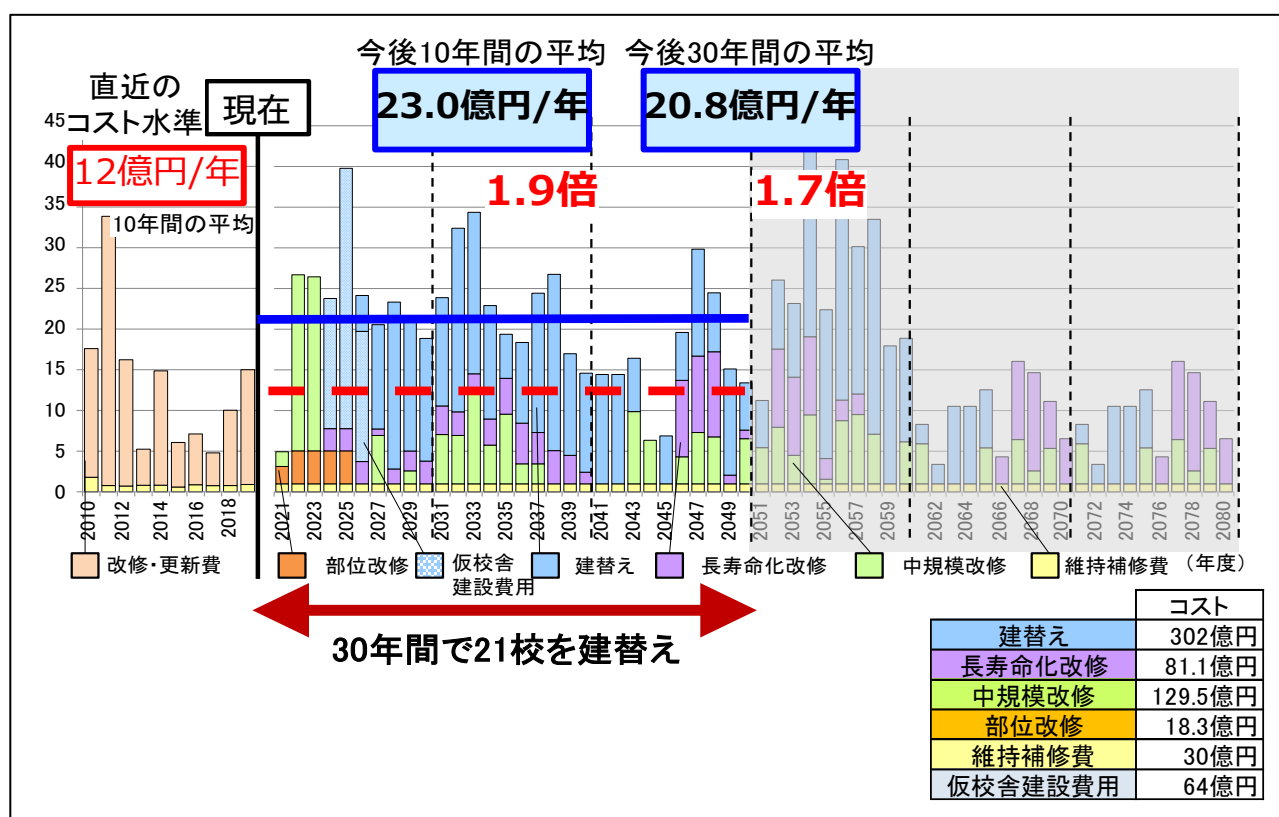
案3 今後30年間で建て替え対象のすべての学校に着手する場合

【概要】

コンクリート圧縮強度が低い、長寿命化に適していない可能性のある棟を有する学校については基本的に建替えとし、その他の学校については築80年までの長寿命化を行う前提でコストシミュレーションを実施。

今後30年間で建替え対象のすべての学校に着手する。

【図表 資6 3年ごとに建替え2校、長寿命化改修1校ずつ着手する場合】



建替えと長寿命化を使い分け、30年間で建替えを完了し、建替え時に築80年を超えないようにスケジュールを設定します。この場合、3年ごとに（建替えに3年かかること、建替え校で仮校舎を使い回すことから、次の学校はその3年後に実施となります）建替えを2校から3校実施する必要があります。これに伴い、今後10年間に必要なコストは、長寿命化改修等を適宜実施した場合も含めて、23.0億円/年になります。この金額は、これまでの実績の1.9倍にあたります。

しかし、これ以上年あたりの実施数を減らすと、古い建物の多くは建替えられず、築80年以上使用することになります。長期に渡る使用に耐えるために、さらに長寿命化改修が必要になり、直近の年度に築50年以上の建物に長寿命化を実施することになり、コストが

集中してしまいます。コストのかい離は大きく、今後継続的な老朽化状況の把握により、効率的な維持保全を行い、修繕・改修コストを縮減するなど維持保全面の改善を続けることは必須となりますが、ハード面以外でも改善を図り、コストの縮減や財源の確保を行うことが必要です。

シミュレーション結果を考慮した中期計画（10 年間）の方向性

（令和 2 年度版「学校施設長寿命化計画」より抜粋）

今後 10 年間の計画は、財政負担を考慮して建替えと長寿命化を実施していきます。長期計画に基づき、3 年ごとに建替え 2 校から 3 校、長寿命化改修 1 校から 2 校ずつの着手が必要であること、建替えの前に仮校舎の建設を行うこと、その仮校舎を使いまわしながら建替えを行うこと等を考慮すると、直近 10 年間では、建替え 6 校（うち屋内運動場 2 校）、長寿命化改修 5 校（うち屋内運動場 4 校）に着手することになります。

【図表 資 7 今後 10 年間の中期計画の考え方】

		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
建替え グループ 1	仮校舎	校地選定	基本設計	実施設計	仮校舎建設						
	A 学校				基本設計	実施設計	建替え				
	B 学校							基本設計	実施設計	建替え	
建替え グループ 2	仮校舎		校地選定	基本設計	実施設計	仮校舎建設					
	C 学校					基本設計	実施設計	建替え			
	D 学校								基本設計	実施設計	建替え
長寿命化	E 学校		基本設計	実施設計	長寿命化改修						
長寿命化	F 学校屋内運動場					基本設計	実施設計	長寿命化改修			
	G 学校屋内運動場						基本設計	実施設計	長寿命化改修		
	H 学校屋内運動場							基本設計	実施設計	長寿命化改修	
	I 学校屋内運動場								基本設計	実施設計	長寿命化改修
建替え	J 学校屋内運動場				基本設計	実施設計	建替え				
	K 学校屋内運動場					基本設計	実施設計	建替え			



渋谷区学校施設長寿命化計画

策 定 令和3年(2021年)3月

改 定 令和4年(2022年)6月(第2版)

改 定 令和8年(2026年)6月(第3版)

発行者 渋谷区教育委員会

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町 1-1

電 話 03-3463-1211(代表)

編 集 渋谷区教育委員会事務局教育政策課